



東京証券取引所  
内国指標連動型 E T F ・ 内国商品現  
物型 E T F 上場の手引き  
第 2 7 版

株式会社東京証券取引所

## 目次

I	上場審査	3
1.	上場までのスケジュール	3
2.	各種手続きの内容	3
3.	上場審査の内容	5
(1)	上場審査基準一覧	6
	【内国指標連動型ETFの場合】	6
	【内国商品現物型ETFの場合】	13
(2)	投資対象資産の換価の容易性に関する上場審査(有第1104条第1項第2号cの2)	19
(3)	指標の適格性に関する上場審査(有第1104条第1項第2号d)	20
	【レバレッジ型・インバース型指標以外の指標】(有第1104条第1項第2号d(a))	21
	【レバレッジ型・インバース型指標】(有第1104条第1項第2号d(b))	24
(4)	純資産額と指標との相関性に関する上場審査(有第1104条第1項第2号dの2)	27
(5)	信用リスクがあるETFに関する上場審査(有第1104条第1項第2号dの4)	29
4.	上場申請書類等	33
5.	(参考)テクニカル上場	40
II	適時開示	41
1.	適時開示項目	41
2.	情報提供項目	51
	○エンハンスド型指標等に連動するETFに関するディスクロージャーの充実等について	52
III	上場廃止	60
IV	上場に関する料金	67

内国指標連動型ETF・内国商品現物型ETFの上場の手引き

○注意事項

- ・ この「内国指標連動型ETF・内国商品現物型ETFの上場の手引き」は、内国指標連動型ETF及び内国商品現物型ETFの、上場審査、適時開示及び上場廃止等の基準や手続き等の概要を説明するためのものです。上場審査基準、適時開示基準及び上場廃止基準等の詳細につきましては、有価証券上場規程第5編「ETF」をご確認ください。
- ・ なお、内国指標連動型ETF及び内国商品現物型ETFの定義は以下のとおりです。

内国指標連動型ETF	法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産等を主として有価証券、デリバティブ取引に係る権利、商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用することを目的とする投資信託に係るもののうち、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託に係るものをいう。
内国商品現物型ETF	法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限り）をいいます。

(略語)

法：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

有：有価証券上場規程

有施：有価証券上場規程施行規則

投資信託法：投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）

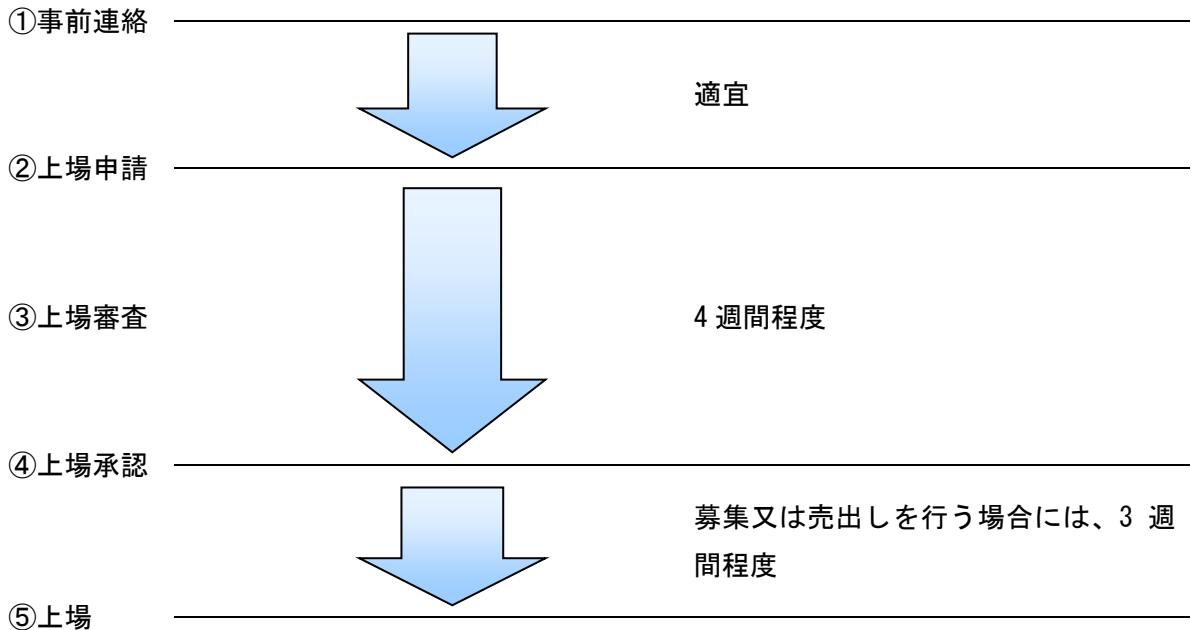
投資信託法施行令：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）

投資信託法施行規則：投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）

## I 上場審査

### 1. 上場までのスケジュール

上場までの標準的なスケジュールは以下のとおりです。ただし、個々の銘柄ごとに上場審査に要する期間は異なります。



### 2. 各種手続きの内容

#### ①事前連絡

上場申請を予定している銘柄について、以下に掲げる事項を可能な範囲で事前にご連絡ください。事前連絡は必須ではありませんが、上場審査をスムーズに進める観点からお願いするものです（投資運用対象となる投資信託財産等の流動性の観点から一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための運用が困難となる可能性がある場合には、必ず事前連絡をお願いします）。なお、「有価証券新規上場申請書」のドラフトを用いてご説明いただくことも可能です。

1	連動対象となる特定の指標の概要（指標の名称、指標算出者の名称、指標構成銘柄等） - 指標算出者が作成する指標の要綱や説明資料をご提出いただいても結構です。
2	信託財産が投資される対象 - 信託財産が投資される対象が、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条（特定資産の範囲）に掲げる資産のどれに類似する資産に該当するかをご説明ください。

#### ②上場申請

上場承認予定日から起算して、4週間程度前の日が上場申請日となります。上場申請日には、有価証券新規上場申請書のほか、各種上場申請書類（「4. 上場申請書類等」参照）の提出が必

要となります。

なお、上場申請日は、上場承認予定日のほか有価証券報告書又は有価証券届出書の印刷校了時期や祝祭日の有無などを考慮し、関係者との十分な調整のうえ設定するようお願いいたします。

③上場審査

○上場申請者

以下の2者が上場申請者となります。有価証券新規上場申請書は、以下の2者による連名でご提出いただきます（管理会社が信託受託者である場合を除きます。）。

<p>管理会社</p>	<p>○内国指標連動型ETFの場合</p> <p>投資信託委託会社（投資信託法第2条第11項に規定する投資信託委託会社）をいいます。また当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含みます。</p> <p>なお、商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用や指図を行う内国指標連動型ETFの場合には、投資信託委託会社のうち、投資信託法第223条の3第1項において読み替えて適用する法第35条第4項の承認を受けた者（業として特定投資運用行為を行うことについて承認を受けた者）に限ります。</p> <hr/> <p>○内国商品現物型ETFの場合</p> <p>次の（a）又は（b）に掲げる者をいいます。</p> <p>（a）内国商品現物型ETFに係る信託の委託者である金融商品取引業者（法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型ETFの信託財産に関する管理又は処分の指図（管理又は処分の監督を含む。）を行うもの）に限り、信託会社を除く。）及び当該金融商品取引業者から当該内国商品現物型ETFに係る信託財産の管理又は処分の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者</p> <p>（b）内国商品現物型ETFに係る信託受託者である登録金融機関（法第33条の2の登録を受けたもののうち、法第28条第4項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品現物型ETFの信託財産に関する管理又は処分を行うものに限る。）及び当該登録金融機関から当該内国商品現物型ETFに係る信託財産の管理又は処分に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者</p>
<p>信託受託者</p>	<p>信託会社等</p> <p>信託会社等とは、投資信託法第3条に定める信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律</p>

	(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けた金融機関)をいいます。
--	---------------------------------------

○上場審査の内容

上場審査の内容は、「3. 上場審査の内容」をご覧ください。

④上場承認

上場審査が終了すると当取引所のホームページを通じて、また、報道機関などに対して、当取引所が上場承認の発表を行います。上場承認日から上場日までの間に当取引所上場部上場会社担当者から適時開示の実務担当者の方に、適時開示の諸手続きについて説明が行われます。

⑤上場

上場した後は、当取引所の有価証券上場規程及び各種通知文等に基づき、適時開示等が求められます。特に投資者の視点に立った、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うことが必要となります。

3. 上場審査の内容

上場審査は、主に以下の上場申請書類に基づいて実施いたします。なお、より適正な記載が望まれるものがある場合には、修正をお願いする場合があります。

a	有価証券新規上場申請書
b	有価証券報告書（ドラフト）又は有価証券届出書（ドラフト）
c	投資信託約款又は信託約款
d	新規上場申請に係る宣誓書
e	指標に関する書類一式
f	<p>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるための仕組み及び対応</li> <li>・ 新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込み</li> <li>・ ファンドの運営体制</li> <li>・ カウンター・パーティー等の信用状況等に関する管理体制等</li> </ul>

## (1) 上場審査基準一覧

## 【内国指標連動型ETFの場合】

※左の「金」列は有第1104条第1項第2号aの(a)に該当する受益証券(金銭信託型ETF)の審査基準、「現」列は有第1104条第1項第2号aの(b)に該当する受益証券(現物交換型ETF)の審査基準について、適用する項目を「●」、適用しない項目を「－」として記載しています。

金	現	項目	審査内容【内国指標連動型ETF】	根拠規定	備考
●	●	管理会社	新規上場申請銘柄に係る管理会社が一般社団法人投資信託協会の会員であること。	有第1104条第1項第1号	
●	●	法令への適合	新規上場申請銘柄が、次の(a)又は(b)に適合すること。 (a) 公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託に該当するものを除く。)の受益証券であること。 (b) 投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券であること。	有第1104条第1項第2号a	・(a)の括弧の記載は実際の規定では柱書きに記載されていません。
●	●	投資信託約款の記載内容	新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の(a)から(h)までの内容が記載されていること。 (a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨 (b) 投資信託契約の期間の定めを設けない旨 (c) 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができない旨(重大な約款の変更等がされる場合であって、当該重大な約款の変更等に反対した受益者の請求に基づきETFの買取りが行われ、かつ、当該ETFについて投資信託契約の一部解約を請求する場合を除く。) (d) 計算期間として定める期間が1か月以上であること (e) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募(投資信託法第2条第8項に規定する公募をいう。)により行われる旨 (f) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨 (g) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に	有第1104条第1項第2号b、有第1104条第1項第2号bの2	・(c)は、金銭信託型ETFには適用しません。 ・(h)は、現物交換型ETFには適用しません。

金	現	項目	審査内容【内国指標連動型ETF】	根拠規定	備考
●	—		投資信託を終了するための手続を開始する旨 (h) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合(当該一部解約の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除く。)には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨		
●	●		新規上場申請銘柄の投資信託約款に特定の指標又は基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨の記載(特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合に投資信託契約を解約する旨の記載その他の当取引所が適当と認める記載を除く。)がないこと。		
●	●	指定参加者	指定参加者が、すべて適格機関投資家であり、かつ、2社以上であること。	有第 1104 条 第 1 項第 2 号 c	
—	●	投資対象資産の換価の容易性	新規上場申請銘柄とその投資信託財産等に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には、当該有価証券又は商品が換価の容易な資産であると認められること。	有第 1104 条 第 1 項第 2 号 c の 2	・ 詳細は「(2) 投資対象資産の換価の容易性に関する上場審査」の欄をご参照ください。 ・ 金銭信託型ETFには適用しません。
●	—	投資信託財産等の範囲	新規上場申請銘柄の投資信託財産等を、法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行規則第 19 条第 3 項第 1 号に掲げるものに対する投資として運用すること。	有第 1104 条 第 1 項第 2 号 c の 3	・ 現物交換型ETFには適用しません。
●	●	指標の適格性	新規上場申請銘柄に係る指標が、次の (a) 及び (b) に掲げる区分に従い、当該 (a) 又は (b) に適合すること。	有第 1104 条 第 1 項第 2 号 d	・ 各基準は投資信託法施行規則第 19 条第 1 項において求められている



金 現	項目	審査内容【内国指標連動型ETF】	根拠規定	備考
		<p>(a) レバレッジ型・インバース型指標以外の指標 次のイからトまでに適合すること。</p> <p>イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、 公正を欠くものでないこと。</p> <p>ロ 有価証券（法第 163 条第 1 項に規定する特定有 価証券等に限る。）の価格に係る指標にあっ ては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表 すものであること。</p> <p>ハ 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、そ の構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘 柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があ り得るものにあつては、変更の基準及び方法 が公正を欠くものでないこと。</p> <p>ニ 指標及びその算出方法が公表されているもの であること。</p> <p>ホ 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあ つては、その構成銘柄（その変更があり得る 場合にはその基準及び方法を含む。）が公表 されているものであること。</p> <p>ヘ 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつて は、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口 あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動 率に一致させるために必要な有価証券又は商 品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄 又は種類で構成されているものであること （その構成銘柄の有価証券又は商品に対する 投資として運用する場合に限る。）。</p> <p>ト 法第 2 条第 25 項に規定する金融指標（商品の 価格を含む。）又は商品取引所法第 2 条第 5 項に規定する商品指数にあつては、新規上場 申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資 産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致 させるために必要な法第 2 条第 20 項に規定す るデリバティブ取引又は商品投資等取引が円 滑に行われると見込まれるものであること （当該デリバティブ取引に係る権利又は当該</p>		<p>ものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標の適格性に関する 詳細や提出書類は 「(3) 指標の適格性に 関する上場審査」の欄 をご参照ください。</li> <li>・レバレッジ型・インバ ース型指標とは、「他の指 標（以下「原指標」とい う。）の変動率、変動幅 その他の原指標の変動 の状況を表す数値に一 定の数値を乗じること その他の方法により、原 指標の騰落を増幅又は 反転させた指標」のこ とをいいます。</li> <li>・なお、「反転」には、増 幅して反転させること を含むものとします。</li> </ul> <p>※騰落の増幅限度につい ては、上場申請者からの 提出書類より、新指標の 過去の実績又は過去の 原指標の値等から試算 して、新指標が当取引所 の定める呼値の制限値 幅を頻繁に超過すると 見込まれるようなもの でないことを、上場審査 の過程で個別に判断し ます。</p>

金	現	項目	審査内容【内国指標連動型ETF】	根拠規定	備考
			<p>商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。)</p> <p>(b) レバレッジ型・インバース型指標 次のイからニまでに適合すること。</p> <p>イ 前(a)イ、ニ及びトに掲げる事項に適合すること。</p> <p>ロ 原指標が、前(a)イからホまでに掲げる事項に適合し、かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。</p> <p>ハ 原指標が、有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標(法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下この(b)において同じ。)である場合にあっては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。</p> <p>ニ 原指標が、商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数である場合にあっては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場(同条第12項に規定する外国商品市場を含む。)その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。</p>		
●	●	純資産額と指標との相関性	<p>新規上場申請銘柄が、次の(a)から(c)までのいずれかに適合すること。</p> <p>(a) 特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標の構成銘柄</p>	有第1104条第1項第2号dの2	・詳細は「(4)純資産額と指標との相関性に関する上場審査」の欄をご参照ください。

金	現	項目	審査内容【内国指標連動型ETF】	根拠規定	備考
			<p>柄のうち時価総額構成比率 95%以上を占める各銘柄若しくは各種類(当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として、当該指標の全構成銘柄)の有価証券その他の資産(信用性その他の事項を勘案し、公益又は投資者保護の観点から、当取引所が投資信託財産等として適当でないと認めるものを除く。以下このdの2における「有価証券」において同じ。)又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産に組み入れられることが見込まれること。</p> <p>(b) 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産に組み入れられることが見込まれること。</p> <p>(c) 新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認には申請書類の「<u>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</u>」を用います。</li> <li>・ (c) は、例えば組入資産、運用方針及び当該運用方針に基づくシミュレーション結果に基づき、新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があると認められる場合をいいます。</li> </ul>
●	●	円滑な流通の確保	<p>次の(a)から(c)までに適合すること。</p> <p>(a) 貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること。</p> <p>(b) 指定参加者である取引参加者が、当取引所の市場における新規上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める旨を確約すること。</p> <p>(c) 新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。</p>	有第 1104 条 第 1 項第 2 号 d の 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (a) は事前に受益証券を多数保有する機関等との調整が必要となります。</li> <li>・ 確認には申請書類の「<u>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</u>」及び「<u>円滑な流通の確保に努める旨を指定参加者である取引参加者が確約した書面</u>」を用います。</li> <li>・ 指定参加者が第三者の委託注文を受注することで円滑な流通の確保に努める場合には、上記の確約書面にその旨等を追記するとともに</li> </ul>

金	現	項目	審査内容【内国指標連動型ETF】	根拠規定	備考
					<p>(4. 上場申請書類等の(注1)参照)、指定参加者と当該第三者の間に一定の契約関係があり、当該契約について、原則として当取引所が書面等にて確認できる必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初設定時には、受益権口数等について信託契約における信託の終了事由に該当しないことが求められます。</li> <li>・当初設定日から交換又は一部解約の請求を開始できるまでの期間(クローズド期間)は、円滑な交換又は一部解約の請求の観点から問題が生じるほど長い期間ではない必要があります。</li> </ul>
●	●	信用状況に関する管理体制等	新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合には、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されていること。	有第1104条第1項第2号dの4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認には申請書類の「新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類」を用います。</li> <li>・指標連動有価証券組入型ETFや提出書類については「<u>(5) 信用リスクがあるETFに関する上場審査</u>」の欄をご参照ください。</li> </ul>

金	現	項目	審査内容【内国指標連動型ETF】	根拠規定	備考
●	●	虚偽記載 及び監査 意見等	次の（a）及び（b）に適合していること。 （a）新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。 （b）新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する特定期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。	有第 1104 条 第 1 項第 2 号 e、有施第 1106 条第 2 項	・「最近」の計算は、有価証券報告書等にファンドの経理状況として財務諸表等が記載される最近の特定期間の末日を起算日としてさかのぼります。
●	●	指定振替 機関の取 扱い	新規上場申請銘柄が指定振替機関（株式会社証券保管振替機構：JASDEC）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。	有第 1104 条 第 1 項第 2 号 f	
●	●	その他	その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないことと認められるものでないこと。	有第 1104 条 第 1 項第 2 号 g	
●	●	信託受益 者に関する 情報の 把握等	新規上場申請銘柄に係る管理会社が、次の a から c まですら掲げる事項について、書面により確約すること。 a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。 b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第 1107 条の規定に従い開示を行うこと。 c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第 1107 条の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。	有第 1104 条 第 1 項第 3 号	

【内国商品現物型ETFの場合】

項目	審査内容【内国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
管理会社	新規上場申請銘柄に係る管理会社が一般社団法人投資信託協会の会員であること（管理会社が信託受託者である場合を除く。）。	有第1104条第4項第1号（有第1104条第1項第1号を準用）	
指定参加者	指定参加者が、すべて適格機関投資家であり、かつ、2社以上であること。	有第1104条第4項第1号（有第1104条第1項第2号cを準用）	
投資対象資産の換価の容易性	新規上場申請銘柄とその信託財産に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には、当該有価証券又は商品が換価の容易な資産であると認められること。	有第1104条第4項第1号（有第1104条第1項第2号cの2を準用）	・ 詳細は「(2) 投資対象資産の換価の容易性に関する上場審査」の欄をご参照ください。
指標の適格性	<p>新規上場申請銘柄に係る指標が、次のイからトまでに適合すること。</p> <p>イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。</p> <p>ロ 有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。</p> <p>ハ 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。</p> <p>ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。</p> <p>ホ 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。</p> <p>ヘ 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつては、新規上場申請銘柄の信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商</p>	有第1104条第4項第1号（有第1104条第1項第2号dを準用）	<p>・ 各基準は投資信託法施行規則第19条第1項において求められているものです。</p> <p>・ 指標の適格性に関する詳細やご提出いただく情報については「(3) 指標の適格性に関する上場審査」の欄をご参照ください。</p> <p>※内国商品現物型ETFは、特定の商品の価格に連動するETFであるため、レバレッジ型・インバース型指標に連動することはできません。</p>

項目	審査内容【内国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
	<p>品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。</p> <p>ト 法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含む。）又は商品取引所法第2条第5項に規定する商品指数にあつては、新規上場申請銘柄の信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること（当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。）。</p>		
円滑な流通の確保	<p>次の（a）から（c）までに適合すること。</p> <p>（a）貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること。</p> <p>（b）指定参加者である取引参加者が、当取引所の市場における新規上場申請銘柄の円滑な流通の確保に努める旨を確約すること。</p> <p>（c）新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。</p>	<p>有第1104条第4項第1号（有第1104条第1項第2号dの3を準用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（a）は事前に受益証券を多数保有する機関等との調整が必要となります。</li> <li>・確認には申請書類の「<u>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</u>」及び「<u>円滑な流通の確保に努める旨を指定参加者である取引参加者が確約した書面</u>」を用います。</li> <li>・指定参加者が第三者の委託注文を受注することで円滑な流通の確保に努める場合には、上記の確約書面にその旨等を追記するとともに（4.上場申請書類等の（注1）参照）、指定参加者と当該第三者の間に一定の契約関係があり、当該契</li> </ul>

項目	審査内容【内国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
			<p>約について、原則として当取引所が書面等にて確認できる必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初設定時には、受益権口数等について信託契約における信託の終了事由に該当しないことが求められます。</li> <li>・当初設定日から交換請求を開始できるまでの期間(クローズド期間)は、円滑な交換請求の観点から問題が生じるほど長い期間ではない必要があります。</li> </ul>
虚偽記載及び監査意見等	<p>次の(a)及び(b)に適合していること。</p> <p>(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。</p> <p>(b) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する特定期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。</p>	有第1104条第4項第1号(有第1104条第1項第2号eを準用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「最近」の計算は、有価証券報告書等にファンドの経理状況として財務諸表等が記載される最近の特定期間の末日を起算日としてさかのぼります。</li> </ul>
その他	その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。	有第1104条第4項第1号(有第1104条第1項第2号gを準用)	



項目	審査内容【内国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
信託受託者に関する情報の把握	<p>新規上場申請銘柄に係る管理会社が、次の a から c までに掲げる事項について、書面により確約すること（管理会社が信託受託者である場合を除く。）。</p> <p>a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。</p> <p>b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第 1107 条の規定に従い開示を行うこと。</p> <p>c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第 1107 条の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。</p>	<p>有第 1104 条第 4 項第 1 号（有第 1104 条第 1 項第 3 号を準用）</p>	
信託委託者	<p>信託の委託者が次の a 及び b に適合すること（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。</p> <p>a 上場会社又はその子会社であること。</p> <p>b 信託財産と同一の商品を上場する商品市場又は外国商品市場（当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことができる商品市場又は外国商品市場に限る。以下同じ。）の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として施行規則で定める者（当該商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者に限る。以下同じ。）であること。</p>	<p>有第 1104 条第 4 項第 1 号の 2、有施第 1106 条第 5 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「上場会社」とは当取引所に上場している株券等の発行者をいいます。</li> <li>・「商品市場」とは商品取引所法(昭和 25 年法律第 239 号)第 2 条第 9 項に規定する商品市場をいいます。</li> <li>・「外国商品市場」とは商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいいます。</li> <li>・「これらに相当する者として施行規則で定める者」とは、外国商品市場において商品市場の会員及び取引参加者と同種の資格を有する法人をいいます。</li> </ul>
信託委託者の協力事項	<p>信託の委託者が、商品の拠出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約すること（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。</p>	<p>有第 1104 条第 4 項第 1 号の 3</p>	

項目	審査内容【内国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
信託約款の記載内容	<p>新規上場申請銘柄の信託約款に次の a から e までの内容が記載されていること。</p> <p>a 特定の商品の価格に連動する仕組み</p> <p>b 信託契約の期間の定めを設けない旨</p> <p>c 信託契約期間中において、受益者が信託契約の一部解約を請求することができない旨</p> <p>d 計算期間として定める期間が1か月以上1年以内であること</p> <p>dの2 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨</p> <p>dの3 受益証券が金融商品取引所に上場される旨</p> <p>dの4 すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始する旨</p> <p>dの5 信託財産に係る商品の条件</p> <p>dの6 信託の委託者が、拠出する商品について前dの5の条件を満たすことを保証する旨</p> <p>e その他施行規則で定める事項</p> <p>(e「施行規則で定める事項」とは以下のとおり)</p> <p>(1) 管理会社及び信託受託者の商号又は名称</p> <p>(2) 受益者に関する事項</p> <p>(3) 管理会社及び信託受託者としての業務に関する事項</p> <p>(4) 信託の元本の額に関する事項</p> <p>(5) 受益証券に関する事項</p> <p>(6) 信託の元本及び収益の管理に関する事項(信託財産となる資産の種類を含む。)</p> <p>(7) 信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項</p> <p>(8) 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項(受益者が信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有する旨を含む。)</p> <p>(9) 信託契約期間中の解約に関する事項</p> <p>(10) 信託受託者及び管理会社の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払</p>	<p>有第1104条第4項第2号、有第1104条第4項第2号の2、有施第1106条第4項、第6項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「商品」とは、商品取引所法(昭和25年法律第239号)第2条第4項に規定するものをいいます。例えば、鉱物、農産物、林産物、畜産物、水産物などが該当します。</li> <li>・仮にdの5の条件を満たさない商品が信託された場合には、信託の委託者が適正な商品に交換します。</li> <li>・管理会社が信託受託者であるときは、(1)及び(3)中「管理会社」とあるのは「信託の委託者」と読み替えるものとします。</li> </ul>

項目	審査内容【内国商品現物型ETF】	根拠規定	備考
	<p>の方法及び時期に関する事項</p> <p>(11) 信託受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項</p> <p>(12) 信託約款の変更に関する事項</p> <p>(13) 管理会社における公告の方法</p> <p>新規上場申請銘柄の信託約款に特定の指標又は基準価額の変動を条件に信託契約を解約する旨の記載（特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合に信託契約を解約する旨の記載その他の当取引所が適当と認める記載を除く。）がないこと。</p>		
信託契約	新規上場申請銘柄に係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものであること（管理会社が信託受託者である場合を除く。）。	有第 1104 条第 4 項第 3 号	
特定の商品の信託財産への組入れ	管理会社が、新規上場申請銘柄の信託財産について、その総資産のうち 95%以上について、特定の商品を組み入れる旨の確約をしていること。	有第 1104 条第 4 項第 4 号	
信託の種類	新規上場申請銘柄が、信託法第 2 条第 12 項に規定する限定責任信託ではないこと。	有第 1104 条第 4 項第 5 号	
商品その他の財産の管理又は処分の指図	管理会社が、新規上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該新規上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨を確約していること。	有第 1104 条第 4 項第 6 号	
指定振替機関の取扱い	新規上場申請銘柄が指定振替機関（株式会社証券保管振替機構：JASDEC）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みがあること。	有第 1104 条第 4 項第 7 号	

**(2) 投資対象資産の換価の容易性に関する上場審査(有第1104条第1項第2号cの2)**

当取引所は、内国指標連動型ETF、外国ETF、内国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETFについては、その交換に際して投資者が有価証券又は商品を取得する可能性がある場合には、当該ETFに係る投資対象資産の換価の容易性について審査を行います。これは、投資者が交換によって取得した有価証券又は商品を容易に換価できることを確保することにより、投資者の保護を図るためです。

換価が容易であると判断される資産としては、例えば以下のものが考えられます。

1	金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されている有価証券
2	店頭売買有価証券
3	法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券
4	法第2条第1項第9号に掲げる有価証券(同項第17号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。)のうち、その価格が認可金融商品取引業協会又は外国において設立されているこれと類似する性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの
5	法第2条第1項第10号、第11号又は第19号に掲げる有価証券
6	商品市場又は外国商品市場に上場している商品であって、当該商品とその対価の授受を約する売買取引を行うことができるもの(商品市場又は外国商品市場において現物決済を行うことができる商品)

### (3) 指標の適格性に関する上場審査(有第1104条第1項第2号d)

当取引所では、新規上場申請銘柄の連動対象指標について審査を行います。連動対象指標は、「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」と「レバレッジ型・インバース型指標」に区分されており、各指標に係る上場審査基準は下表に掲げるとおりです。指標の適格性は、申請銘柄ごとに求められます。判断は、末尾に記載した提出書類に基づいて行います。なお、連動対象指標については、連動対象指標の算出主体との間で指標の使用に関する許諾契約(ライセンス契約)の締結を確認できる資料が必要になります(※)。

(※) 原則として、ライセンス契約の写しを提出してください。当該書類を提出できないと認められる場合には、当該書類に代わり、東証市場に上場するにあたってライセンス供与されていることを証する書類を提出してください。

※レバレッジ型・インバース型指標とは、「他の指標(以下「原指標」という。)の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を増幅又は反転させた指標」のことをいいます(「反転」には、増幅して反転させることを含むものとします)。

※騰落の増幅限度については、上場申請者からの提出書類より、新指標の過去の実績又は過去の原指標の値等から試算して、新指標が当取引所の定める呼値の制限値幅を頻繁に超過すると見込まれるようなものでないことを、上場審査の過程で個別に判断します。

当取引所は、新規上場申請に係る指標連動型ETFの上場を承認した場合には、当該指標連動型ETFに係る指標を、有第1104条第1項第2号dに定める要件を満たす指標として指定します。新規上場申請銘柄の連動対象指標が、当取引所が既に指定した指標である場合には、原則として同要件を満たすものと考えられます。

ただし、下表(へ)は、構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限って適用されますので、既上場の指標連動型ETFが構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用するタイプではない場合で、新規上場申請を行う指標連動型ETFが構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用するタイプである場合には、(へ)の要件に関する審査を別途実施する必要があることに、ご注意ください。また、下表(ト)は、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限って適用されますので、既上場の指標連動型ETFがデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用するタイプではない場合で、新規上場申請を行う指標連動型ETFがデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用するタイプである場合には、(ト)の要件に関する審査を別途実施する必要があることに、ご注意ください。

【レバレッジ型・インバース型指標以外の指標】(有第1104条第1項第2号d(a))

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
<p>(イ) 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標の算出主体等の恣意的な裁量により指標の値が変動する余地が乏しく、投資者にとって指標の算出方法の透明性が高いと認められることから検討することにより行います。</li> <li>投資者保護の観点から、指標の算出方法が公正を欠くと認められるものでないことから検討することにより行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「指標の算出方法」とは、時価総額加重平均型・単純平均型等の算出方法や、浮動株比率の算出方法、構成銘柄の変更や配当、新株式の発行等の場合の計算上の取扱い等を指します。構成銘柄の変更基準は、「指標の算出方法」には含まれず、(ハ)の基準に基づき審査を行います。</li> <li>指標の算出方法が客観的であるとは、例えば算出にあたっては計算式を使用することにより指標が機械的に算出され、算出するのが誰であっても結果が同一になるなどをいいます。</li> <li>投資者保護の観点から、指標の算出方法が公正を欠くといえるか否かは個別に判断します。</li> <li>複数の種類の資産を組み合わせて資産配分を行うことなどにより、一定の投資成果を実現するための投資戦略を表現した指標にあつては、組合せ対象資産が、有価証券(株券、債券、REIT等)、デリバティブ取引、商品、商品デリバティブ取引、現金及び現金同等物などの伝統的な資産であつて、公正な価格形成メカニズムを有する(※)資産であることを以つて、指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないことと取り扱います。</li> </ul> <p>※公正な価格形成メカニズムの有無については、当該伝統的資産(資産が商品である場合にあつては、当該商品に係るデリバティブ取引を含む。)が組織された市場において取引されていることなどを考慮して判断します。</p>
<p>(ロ) 有価証券(法163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。)の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成銘柄数及び上位構成銘柄の指標に占めるウェイトに基づき、個々の構成銘柄の価格の変動が指標の値に与える影響が大きくないと見込まれることその他の関連から検討することにより行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この要件は、特定有価証券等(※)の価格に係る指標にのみ適用されます。特定有価証券等には、株券、社債券、優先出資証券、新株予約権証券のほか、これらの証券を信託財産とするJDRや、これらの証券に係るオプション等を表示する、いわゆるカバードワラントや他社株転換条項付社債券などが含まれます。</li> </ul> <p>※当該要件における特定有価証券等とは法第163条に定義されるものをいい、法第5条に規定される「特定有価証券等」とは内容が異なります。</p>
<p>(ハ) 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄(当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。)の変更があり得るものにあつ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資者保護の観点から、指標の構成銘柄の変更の基準及び方法が公正を欠くと認められるものでないことその他の観点から検討することにより行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この要件は、有価証券その他の資産の価格に係る指標で、構成銘柄の変更があり得るものにも適用されます。</li> <li>投資者保護の観点から、指標の構成銘柄の変更の基準及び方法が公正を欠くといえるか否かは個別に判断します。例えば、算出主体において、構成銘柄の変更を決定するための委員会を組織するなど、変更のための合理的な手続があらかじめ定まっており、変更基準が定められているもので</li> </ul>

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
ては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。		<p>あれば、基本的に公正を欠くとは判断されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更の頻度が短期間であったとしても、基本的に公正を欠くものとは判断されません。</li> </ul>
(ニ) 指標及びその算出方法が公表されているものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標及びその算出方法の概要が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることを検討することにより行います。</li> <li>指標が、算出後速やかに公表されることを検討することにより行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>算出主体のホームページなどにおいて指標及びその算出方法の概要が継続的に公表されており、かつ当該情報を容易に入手できることが求められます。</li> <li>指標はリアルタイムで公表されることが望まれますが、個別の指標の内容を踏まえて判断します。指標の配信状況については、原則として、審査期間中に指標が配信されていることを確認します。</li> <li>また、指標及びその算出方法を入手する方法が有価証券届出書や有価証券報告書などにおいて日本語により説明されていれば、指標及びその算出方法は英語による公表であっても要件に足りることとします。</li> <li>なお、指標及びその算出方法の公表は、有料であっても要件に足りることとします。</li> <li>国内株式を構成銘柄としている指標については、基本的にリアルタイムでの公表が求められますが、推定純資産額がリアルタイムで公表されていること又は上場日までに推定純資産額がリアルタイムで公表される見込みがあることや、参考となる別の指標が公表されていることなどの条件を考慮し、必ずしも指標のリアルタイム公表が求められるものではありません。</li> </ul>
(ホ) 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあっては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標の構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることを検討することにより行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この要件は、有価証券その他の資産の価格に係る指標にのみ適用されます。</li> <li>算出主体のホームページなどにおいて指標の構成銘柄、その構成銘柄の変更基準及び変更方法の概要が継続的に公表されており、かつ当該情報を容易に入手できることが求められます。また、指標の構成銘柄の変更の内容は、変更前又は変更後速やかに公表することが求められます。</li> <li>指標の構成銘柄の変更基準及び変更方法は、必ずしも日本語での公表を求めているのではなく、英語による公表であっても要件に足りることとします。ただし、指標の構成銘柄とその変更基準及び変更方法を入手する方法については、日本語による説明が行われていることが求められます。</li> <li>なお、指標の構成銘柄とその変更基準及び変更方法の公表は、有料であっても要件に足りることとします。</li> </ul>
(ヘ) 有価証券又は商品の価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この要件は、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を有価証券又は商品の価格に係る指標の変動率に一致させるよう運用するETF</li> </ul>

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
<p>に係る指標にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること(その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。)</p>	<p>せるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある有価証券又は商品について、取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると思込まれることその他の観点から検討することにより行います。</p>	<p>であつて、その構成銘柄の全部又は一部を有価証券又は商品に対する投資として運用するものに限って適用されます。したがつて、指標連動有価証券等組入型ETF(第2章2-3.(3)「信用リスクがあるETFに関する上場審査」参照。)のように、構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資以外の方法で指標への連動を目指すETFには適用されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると見込まれるか否かは個別に判断します。ただし、必ずしも指標の構成銘柄の全てについて円滑な売買が可能であることを求めるものではなく、一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある銘柄に関して、同要件が適用されます。</li> </ul>
<p>(ト) 法第2条第25項に規定する金融指標(商品の価格を含む。)又は商品取引所法第2条第5項に規定する商品指数にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること(当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、取引の実態に照らして取引を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この要件は、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を金融指標又は商品指数の変動率に一致させるよう運用するETFであつて、全部又は一部をデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用するものに限って適用されます。したがつて、指標連動有価証券等組入型ETF(第2章2-3.(3)「信用リスクがあるETFに関する上場審査」参照。)のように、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資以外の方法で指標への連動を目指すETFには適用されません。</li> <li>取引の実態に照らして取引を円滑に行うことができると見込まれるか否かは個別に判断します。特に、レバレッジ型・インバース型商品について、指数騰落に係るリバランス取引が円滑に行われないうリスクがある場合には、当該リスクが顕在化しないようにするための運用手法等に関する客観性の高い根拠資料の提出や、説明(投資信託財産等の流動性や投資信託財産等を同一とする類似商品の運用状況等を踏まえたシミュレーションを実施していただいたうえで、乖離を防止するための必要な対応等)を求めます。</li> </ul>



【レバレッジ型・インバース型指標】(有第1104条第1項第2号d(b))

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
<p>(イ) 前(a)イ、ニ及びトに掲げる事項に適合すること。</p>	<p>※上場審査の観点は、「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」における上場審査の観点と同じです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前(a)イ、ニ及びトに掲げる事項とは以下を指します。留意点についても「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」における留意点と同じです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。</li> <li>ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。</li> <li>ト 法第2条第25項に規定する金融指標(商品の価格を含む。)又は商品取引所法第2条第5項に規定する商品指数にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること(当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。)</li> </ul> </li> </ul>
<p>(ロ) 原指標が、前(a)イからホまでに掲げる事項に適合し、かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。</p>	<p>※上場審査の観点は、「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」における上場審査の観点と同じです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レバレッジ型・インバース型指標の原指標は、以下の適格指標要件に適合し、かつ何らかの指標を原指標としたレバレッジ型・インバース型指標でないことが求められます。</li> <li>・前(a)イからホまでに掲げる事項とは以下を指します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。</li> <li>ロ 多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。</li> <li>ハ 構成銘柄の変更基準及び方法が公正を欠くものでないこと。</li> <li>ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。</li> <li>ホ 指標の構成銘柄が公表されているものであること。</li> </ul> </li> </ul>
<p>(ハ) 原指標が、有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標(法第2条第25項に規定</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・この要件は、有価証券(株券、債券、REIT等)又はデリバティブ取引(商品デリバティブ取引を除く。)の価格を原指標とするレバレッジ型・インバース型指標のみ適用されます。</li> <li>・原指標において、「公正な価格形成メカニズム」が存在することを求めています。</li> <li>・「公正な価格形成メカニズム」は、原指標に係るデリバティブ取引(原指標がデリバティブ取引の価格で構成される場合は当該デリバティブ取引)</li> </ul>

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
<p>する金融指標をいう。以下この(b)において同じ。)である場合にあっては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。</p>		<p>が上場市場において取引されていることにより確認します。</p> <p>※「原指標に係るデリバティブ取引」が上場市場において取引されていることとは、レバレッジ型・インバース型指標に連動するよう運用する上で、必要となると考えられる原指標のデリバティブ取引が上場市場において取引されていることを意味します。</p> <p>※「(原指標がデリバティブ取引の価格である場合は当該デリバティブ取引)が上場市場において取引されていること」とは、原指標自体がデリバティブ取引の価格による場合において、当該デリバティブ取引が上場市場において取引されていることを意味します。</p>
<p>(二) 原指標が、商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数である場合にあっては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場(同条第12項に規定する外国商品市場を含む。)その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・この要件は、商品又は商品デリバティブ取引の価格を原指標とするレバレッジ型・インバース型指標のみ適用されます。</li> <li>・原指標において、「公正な価格形成メカニズム」が存在することを求めています。</li> <li>・「公正な価格形成メカニズム」は、原指標を構成する資産(当該資産に係るデリバティブ取引を含む。)が、組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場(以下「組織された市場」)において取引されていることが求められます。</li> </ul> <p>※「原指標を構成する資産」が組織された市場において取引されていることとは、資産(当該資産に係るデリバティブ取引を含む)が単一である場合は、当該資産が組織された市場において取引されているとの意味であり、複数の資産から一つの原指標を算出している場合(例：貴金属バスケット指数)は、原指標を構成するバスケット又は各資産が組織された市場において取引されていることを意味します。</p> <p>※「組織された市場」とは、公正な取引ルールが整備されている、一定程度の参加者と取引量があり、当該市場で形成された価格が一般的に認知されている、形成された価格がインターネットや新聞、情報端末等により広く世間に配信されている等のいずれかの要件を満たす市場を想定しています。</p> <p>※「公正な価格決定メカニズム」を担保するために必要な取引は、実際に当該取引によって運用され</p>

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
		<p>るかどろかは問わないため、より幅広い範囲の取引が対象となります。そのため、ここでは「商品デリバティブ取引」という、有第 1104 条第 1 項第 2 号 d(a)トの「商品投資等取引」（新規上場申請銘柄であるETF JDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETF又は外国商品現物型ETFの投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率と指標の変動率を一致させるための運用に必要な取引）と比較してより幅広い取引の概念を記載しています。</p>

指標の適格性についての審査にあたっては、以下の情報をご提出いただくことになります。

(※指標の算出主体が当取引所である場合、提出は不要です。)

1	<p>指標の構成銘柄の一覧表 ：構成銘柄名、各銘柄のウェイト、取引高等</p>
2	<p>指標の算出要領 ：指標の算出方法、構成銘柄の変更基準及び方法を記載した要領</p>
3	<p>指標の構成銘柄の変更状況 ：3年程度 ※3年未満の指標は算出開始から直近までの期間</p>
4	<p>指標の算出主体の概要 ：既上場商品に係る指標の算出主体でない場合に限りします。</p>
5	<p>指標の使用に関する許諾契約（ライセンス契約）の締結を確認できる資料（※） （※）原則として、ライセンス契約の写しを提出してください。当該書類を提出できないと認められる場合には、当該書類に代わり、東証市場に上場するにあたってライセンス供与されていることを証する書類を提出してください。</p>
6	<p>指標の過去の実績</p>

#### ETFの推定純資産価額及びポートフォリオ情報ファイルの配信について

- ETFの推定純資産価額及びポートフォリオ情報ファイルについては、ETFの円滑な流通、公正な価格形成、投資の普及・促進等に資すると考えられるため、積極的な情報配信が望まれます。（有第1110条の2第3項）
- 情報配信媒体については問いませんが、配信される場合においては、誠実かつ公正に算出するものとします。
- 当該情報配信に関しては管理会社の任意によるものではありませんが、上記に関して個別に状況等を確認させていただく場合があります。

**(4) 純資産額と指標との相関性に関する上場審査(有第1104条第1項第2号dの2)**

当取引所では、新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれることを確保するため、一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み等についての上場審査基準を設けています。

当該上場審査基準については、上場審査のための提出書類「新規上場申請銘柄に係る確認事項について」の中で、新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み及び対応を回答していただき、以下の(1)から(3)までのいずれかの要件に適合することを確認しています。

(1)	特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標の構成銘柄のうち時価総額構成比率 95%以上を占める各銘柄若しくは各種類(当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として、当該指標の全構成銘柄)の有価証券その他の資産(信用性その他の事項を勘案し、公益又は投資者保護の観点から、当取引所が投資信託財産等として適当でないと認めるものを除く。以下このdの2における「有価証券」において同じ。)又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。
(2)	特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。
(3)	新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれること。

※(3)については、新規上場申請銘柄が、デリバティブ取引に係る権利や商品投資等取引に係る権利を用いて、以下のような仕組みにより運用することなどが考えられます。

- ・投資信託財産等の金銭の一部を証拠金とするデリバティブ取引で運用し、当該デリバティブの価格を純資産額に反映することで一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させる仕組み。
- ・主として債券等に投資を行って、リンク債の発行者やOTCデリバティブの相手方(いわゆる「カウンター・パーティー」)に対して当該投資から発生する金利収入を支払い、カウンター・パーティーから特定の指標のリターンを受け取る方法を利用することで、一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させる仕組み。

※当取引所では、このような新規上場申請銘柄については、上場審査のための提出書類「新規上場申請銘柄に係る確認事項について」において、主に以下の観点について詳細を説明していただき、一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関性を確保する仕組みがあるかどうかの審査を行います。

- ・投資運用対象となる投資信託財産等の内容(デリバティブに係る権利や商品投資等取引に係る権利の内容)
- ・運用方針・方法
- ・乖離を防止するための対応等
- ・運用に関する実績やシミュレーションの結果がある場合にはその内容

特に、投資運用対象となる投資信託財産等の流動性の観点から一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための運用が困難となる可能性があるとして当取引所が認める場合には、投資信託財産等の流動性や投資信託財産等を同一とする類似商品の運用状況等を踏まえたシミュレーションを実施していただいたうえで、乖離を防止するための必要な対応等（一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関性を確保することが可能な信託金限度額の設定等）を取っていただくことを求めます。

(5) 信用リスクがあるETFに関する上場審査(有第1104条第1項第2号dの4)

当取引所では、特定の指標に連動する投資成果を目指す手法として、「組入有価証券」や「組入債権」を投資信託財産等に組み入れる新規上場申請銘柄(指標連動有価証券等組入型ETF)については、上場後継続的に運用が行われる見込みがあるかどうか及び、カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されているかどうか、について上場審査を行います。

※組入有価証券：特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(いわゆる「リンク債」等)

※組入債権：特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利(いわゆる「OTCデリバティブ」等)

※カウンター・パーティー：組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方(当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合にあっては、保証者)

新規上場申請銘柄について、上場後継続的にカウンター・パーティーによる運用が行われる見込みがあるかどうか(新規上場申請銘柄の投資信託財産等の運用の継続に支障を来すおそれがある具体的な状況があるかどうか)に関する上場審査は、以下の①aからdまでの観点から行います。また、カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等に関する上場審査は、以下の②aからeまでの観点から行います。ただし、カウンター・パーティーが、外国法人である場合にあっては、外国法人の本国等における法制度を勘案します。例えば、外国法人であるカウンター・パーティーが、本国法制度によって四半期開示を行っているときには、当該四半期財務諸表等について確認を行います。

①継続的な運用に関する上場審査

上場審査等に関するガイドラインⅦ 10. (1)	上場審査の観点
<p>a カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。</p>	<p>・カウンター・パーティーが作成する財務諸表等や中間財務諸表等のうち直近のものにおいて、継続企業の前提に関する事項(いわゆるGC注記)が記載されていないことが必要となります。</p> <p>※カウンター・パーティーとは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方のことをいいますが、当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合においては保証者のことをいいます。</p>
<p>b カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等</p>	<p>・カウンター・パーティーが作成する財務諸表等や中間財務諸表等に係る監査報告書、中間監査報告書、期中レビュー報告書の</p>

上場審査等に関するガイドラインⅦ 10. (1)	上場審査の観点
<p>に添付される監査報告書、中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「無限定の結論」が記載されていること又は監査報告書、中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」、「限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」が記載されていること。</p>	<p>うち直近のものにおいて、公認会計士等の無限定適正意見等が記載されていること又は比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の限定付適正意見等が記載されていることが必要となります。</p> <p>※ここでの無限定適正意見等とは、監査報告書における「無限定適正意見」、中間監査報告書における「中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見」、期中レビュー報告書における「無限定の結論」を指します。</p> <p>※ここでの限定付適正意見等とは、監査報告書における「限定付適正意見」、「限定付意見」、中間監査報告書及び期中レビュー報告書における「除外事項を付した限定付結論」を指します。</p>
<p>c カウンター・パーティーが直近の事業年度又は中間会計期間の末日において債務超過の状態でないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンター・パーティーが事業年度又は中間会計期間の末日のうち直近の日において、債務超過でないことが必要となります。</li> <li>・当該基準については、カウンター・パーティーの最近の事業年度の財務諸表等を用いて確認します。</li> </ul>
<p>d その他継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記 a から c までの基準のほか、カウンター・パーティーが継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないことが必要となります。</li> <li>・支障を来たすおそれがある具体的な要因とは、カウンター・パーティーに関する信用リスクが高まった結果、当該カウンター・パーティーの破綻が懸念される状況である場合や、信用格付の引下げが検討されている状況である場合などが考えられます。</li> <li>・当該項目については、管理会社による説明資料、カウンター・パーティーによる公表資料、報道資料等を用いて確認します。</li> </ul>

②信用状況等に関する管理体制やその他の適切な体制に関する上場審査

上場審査等に関するガイドラインⅦ 10. (2)	上場審査の観点
<p>a カウンター・パーティー等の適切な選定基準が整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場申請銘柄に係る管理会社は、当該新規上場申請銘柄の運用の継続性を確保し、運用資産の毀損の可能性を軽減するために、カウンター・パーティー等の適切な選定基準を整備した上で、当該選定基準に基づいて適切な運用を</li> </ul>

上場審査等に関するガイドラインⅧ 10. (2)	上場審査の観点
	<p>行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場申請銘柄の運用の継続性を確保し、運用資産の毀損の可能性を軽減するという目的に照らして、カウンター・パーティー等を選定する際における、財務状況の健全性、適切な信用格付の内容、政府保証の有無等の当該カウンター・パーティー等が充足する条件が整備されていることが求められます。</li> </ul> <p>※カウンター・パーティー等とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方と、当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合においては、当該保証者の両方をいいます。</p>
<p>b 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の権利の内容又は契約に係る権利の内容がその選定基準に照らして適切なものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券や組入債権の内容が、その選定基準に照らして適切なものであるかどうか（選定基準に基づいて適切な運用がなされているかどうか）を、管理会社の実務に照らして確認します。</li> </ul>
<p>c カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制が適切に整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理会社は、カウンター・パーティー等の財務状況や信用格付が変化した場合に、当該状況を反映した投資運用を機動的に行う必要があると考えられます。</li> <li>・機動的な運用を行うために、カウンター・パーティー等の財務状況や信用格付の状況を適時適切にモニタリングするための体制が整備されているかどうかを確認します。</li> </ul>
<p>d カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応が適切に整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場ETFに係るカウンター・パーティー等が破綻すること等によって、当該ETFの運用資産に毀損が生じることが考えられます。したがって、管理会社は、カウンター・パーティー等の破綻のおそれ等が発生した場合は、例えば、運用対象となるリンク債の速やかな入替えを行ったり、発生した状況に応じて契約内容を見直したり、必要と認められる場合に適切なタイミングで運用資産について担保設定を行うことなど、適切に対応する必要があると考えられます。</li> </ul>
<p>e 管理会社又はその関係者がカウンター・パーティー等に関する情報を配信</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンター・パーティー等の信用状況に関する情報は、広く一般に配信されている必要があります。そこで、カウンター・パ</li> </ul>



上場審査等に関するガイドラインⅧ 10. (2)	上場審査の観点
<p>する場合にあつては、当該情報の内容及び配信方法が適切なものであること。</p>	<p>－ティ等自身等により配信が行われていない場合には、これらの情報を管理会社又はその関係者が配信する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このような場合においては、当該情報の内容及び配信方法が適切なものであるかどうかについて確認します。具体的には、カウンター・パーティー等の財務状況や信用格付の内容をホームページ等で、継続的に分かりやすく最新の情報を配信しているかどうかなどを確認します。</li> </ul>

#### 4. 上場申請書類等

内国指標連動型ETF及び内国商品現物型ETFの上場申請時及び上場までに提出する必要がある書類は以下のとおりです。

※内国指標連動型ETFと内国商品現物型ETFでは、必要な書類が異なります。

※表の列タイトルにある「内」は内国指標連動型ETF、「商」は内国商品現物型ETFを指し、各ETFで求める書類はそれぞれ「●」又は「○」が付されています(「○」については商品現物型ETF専用フォーマットとなります。。「-」が付されている項目は書類のご提出は必要ありません。

※申請書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電磁的記録によりご提出ください。なお、申請受付時には、提出資料一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名押印し、書面でご提出ください。

※表の列タイトルにある「書面」は書面で提出いただく書類を指しています。

※表の列タイトルにある「部数」は、書面でご提出いただく際の部数となります。電子的記録でご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、電子データ1ファイルのご提出でかまいません。

※ 各フォーマットは下記の当取引所HPよりダウンロードしてください。

「ETF・新規上場申請者提出書類ダウンロード」

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html>

	内	商	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
1	●	●	ETF上場契約書(第4-1様式)【所定】	●	1部	上場承認日の前営業日まで	有第1102条第1項(有施第1101条)	・管理会社及び信託受託者からそれぞれご提出いただきます(連名ではありません。)
2	●	○	有価証券新規上場申請書【所定】	●	1部	上場申請日	有第1103条第1項	・上場申請時において未確定である上場時の信託元本の額及び受益権口数は、確定した後「 <u>21. 上場申請有価証券確定通知書</u> 」でご連絡いただきます。
3	●	●	新規上場申請に係る宣誓書(第4-4様式)【所定】	●	1部	上場申請日	有第1103条第1項(有施第1102条第2項)	

	内	商	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
4	●	●	<p>指標に関する次の a から d ま でに掲げる書類</p> <p>a 指標の構成銘柄の一覧表</p> <p>b 指標の算出要領</p> <p>c 新規上場申請日の 3 年前 の日以後の指標の構成銘 柄の変更状況を記載した 書類</p> <p>d 指標の算出主体の企業属 性等の基本情報を記載し た書類。ただし、当該算 出主体が上場指標連動型 E T F に係る指標の算出 主体である場合には、添 付を要しない。</p>		1 部	上場 申請日	有第 1103 条 第 2 項 (有施 第 1103 条第 1 号)	・新規上場申請銘柄に係る 指標の算出主体が当取 引所である場合は不要 です。
5	●	○	<p>新規上場申請銘柄に係る確 認事項を記載した書類【参 考様式】</p>	●	1 部	上場 申請日	有第 1103 条 第 2 項、同第 4 項 (有施第 1103 条第 2 号、同 2 号の 2)	<p>・当該書類の記載内容は以 下となります(商品現物 型 E T F は 2 と 3 の み)。</p> <p>1. 新規上場申請銘柄の一 口あたりの純資産額と 特定の指標の変動率を 一致させるための仕組 み及び対応 (有施第 1103 条第 2 号)</p> <p>2. 新規上場申請銘柄の上 場後の円滑な流通が確 保される見込み (有施 第 1103 条第 2 号の 2)</p> <p>3. ファンドの運営体制 (有第 1103 条第 4 項)</p> <p>4. カウンター・パーティ ー等の信用状況等に関 する管理体制等 (有第 1103 条第 4 項)</p>

	内	商	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
6	●	●	円滑な流通の確保に努める旨を指定参加者である取引参加者が確約した書面【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項(有施第 1103 条第 2 号の 3)	・当該書類の記載内容については(注 1)をご覧ください。
7	●	●	有第 1104 条第 1 項第 3 号の規定により管理会社が確約した書面【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項(有施第 1103 条第 3 号)	・当該書類の記載内容については(注 2)をご覧ください。 ※信託受託者に関する情報の把握・開示等について
8	—	○	有第 1104 条第 4 項第 1 号の 3 により信託の委託者が確約した書面【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項(有施第 1103 条第 3 号の 2 a)	・管理会社が信託受託者である場合に限ります。 ・当該書類の記載内容については(注 3)をご覧ください。 ※当取引所の照会に応じることについて
9	—	○	有第 1104 条第 4 項第 4 号の規定により管理会社が確約した書面【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項(有施第 1103 条第 3 号の 2 b)	・当該書類の記載内容については(注 4)をご覧ください。 ※信託財産について
10	—	○	有第 1104 条第 4 項第 6 号の規定により管理会社が確約した書面【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項(有施第 1103 条第 3 号の 2 c)	・当該書類の記載内容については(注 5)をご覧ください。 ※信託財産の管理等について
11	●	●	投資信託約款又は信託約款		2部	上場申請日	有第 1103 条第 2 項(有施第 1103 条第 4 号)	
12	●	●	有第 1103 条第 3 項の規定によ		備考	備考	有第 1103 条	・当該書類の内容、部数及

	内	商	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
			り管理会社が提出する書類				第3項(有施第1104条)	び提出時期については(注6)をご覧ください。
13	●	●	有価証券報告書(ドラフト)		2部	上場申請日	有第1103条第4項	
14	●	●	有価証券届出書(ドラフト)		2部	上場申請日	有第1103条第4項	
15	●	●	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書【参考様式】	●	1部	上場申請日	有第1103条第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理会社、信託受託者それぞれからご提出いただきます。</li> <li>・ 当取引所に既にご提出いただいている場合には、提出の必要はありません。</li> </ul>
16	—	●	法29条の2第2項に規定する業務の内容及び方法を記載した書類又はこれに類する書類	●	1部	上場申請日	有第1103条第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う場合に限りります。</li> <li>・ 既に当取引所へ提出しており、その後業務の内容に変更がない場合には、提出の必要はありません。</li> </ul> <p>※金融商品取引業の登録</p>
17	—	●	法33条の3第2項に規定する業務の内容及び方法を記載した書類又はこれに類する書類	●	1部	上場申請日	有第1103条第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該書類の提出は、管理会社が登録金融機関である場合に限りります。</li> <li>・ 既に当取引所へ提出しており、その後業務の内容に変更がない場合には、提出の必要はありません。</li> </ul>

	内	商	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
								※登録金融機関に関する登録
18	—	○	特定非課税管理勘定対象銘柄に関する申告書【参考様式】		1部	上場申請日		・当該書類の内容及び提出方法については(注7)をご参照ください。
19	●	●	貸借取引制度の運営にかかる協力を確約する書面	●	1部	上場承認日まで	—	・提出者： <u>管理会社及び受益証券を多数保有する機関</u> ・提出先： <u>日本証券金融株式会社</u> ・当該書類の記載内容については(注8)をご覧ください。
20	●	●	運用指図に係る権限の全部又は一部の委託先に係る適時開示等について確約した書面	●	1部	上場承認日まで	有第1103条第4項	・当該書類の記載内容については(注9)をご覧ください。 ・上場時に当該委託を行う場合に限ります。
21	●	—	指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理体制等に関する報告書【参考様式】		1部	上場承認後直ちに	有第1103条第6項	・当該書類の記載内容については(注10)をご覧ください。 ・当該書類は新規上場申請銘柄が有価証券上場規程第1001条第13号に規定する指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合のみ提出いただきます。
22	●	●	上場申請有価証券確定通知書【参考様式】		1部	確定後すみやかに	有第1103条第1項	・上場申請時において未確定である上場時の信託元本の額及び受益権口

	内	商	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
								数は、ETFを設定し具体的数値が確定した後すみやかにご提出ください。

(注1)

「6：円滑な流通の確保に努める旨を指定参加者である取引参加者が確約した書面」の、「適正な値段及び数量の売買」とは、対象ETF及び対象ETFのヘッジに使用する金融商品の相場状況、値段等の取引条件、ポジション・リスク等を考慮して、取引参加者が適正と考える値段及び数量の範囲内で呼値を行うことをいいます。

第三者の委託注文を受注することで円滑な流通の確保に努める場合には、確約書面に以下の2点を追記するものとします。

- (1) 円滑な流通の確保に努める具体的な方法として、指定参加者である取引参加者が指定する第三者が行う注文を受託し、当該注文を当取引所市場に発注する旨
- (2) 円滑な流通の確保のため、指定参加者である取引参加者が当該銘柄の呼値の状況に応じて当該第三者に適時適切に連絡を行うことに努める旨

(注2)

「7：有第1104条第1項第3号の規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄に係る管理会社が、以下の事項について確約した書面となります。

- a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第1107条の規定に従い開示を行うこと。
- c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第1107条の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。

(注3)

「8：有第1104条第4項第1号の3により信託の委託者が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄に係る信託の委託者が、「商品の拠出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合に、直ちに照会事項について正確に報告すること」を確約した書面となります。

(※管理会社が信託受託者である場合に限りです。)

(注4)

「9：有第1104条第4項第4号の規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄に係る管理会社が、「新規上場申請銘柄の信託財産について、その総資産のうち95%以上について、特定の商品を組み入れる旨」を確約した書面となります。

(注5)

「10：有第1104条第4項第6号の規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄に係る管理会社が、以下の事項について確約した書面となります。

新規上場申請銘柄に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の方針を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該新規上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に

行う旨

(注6)

「12：有第1103条第3項の規定により管理会社が提出する書類」の内容、部数及び提出時期は以下のとおりです。

- (1) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合  
 次のaからdまでに掲げる書類の写し各2部（bに掲げる書類の写しについては1部）
  - a 有価証券届出書（添付書類を含む。訂正届出書についても同様。）
  - b 有価証券届出効力発生通知書
  - c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
  - d 届出目論見書及び届出仮目論見書
- (2) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に次のa又はbに掲げる書類を提出した場合
  - a 有価証券報告書（訂正報告書を含む。）及びその添付書類
  - b 半期報告書（訂正報告書を含む。）
 その写し各2部
- (3) 新規上場申請に係る募集又は売出しを行った場合  
 当取引所所定の「募集又は売出実施通知書」  
 （※当該通知書の提出は、上場の時までに行えば足りるものとします。）

(注7)

「18：特定非課税管理勘定対象銘柄に関する申告書」とは、  
 「特定非課税管理勘定（所謂、NISAの成長投資枠）の対象銘柄であること」（租税特別措置法第37条の14第5項第8号）を当取引所へ申告するための手続きとして、必要となる書面となります。当該書面及び申告書添付書類を、当取引所上場推進部担当者宛にメールでご提出いただきます。対象銘柄については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所HPに掲載します。

(注8)

「19：貸借取引制度の運営にかかる協力を確約する書面」とは「貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること」（有第1104条第1項第2号dの3（a））を充足するための手続きとして、必要となる書面となります。受益証券を多数保有する機関と調整したうえで、当該書面を日本証券金融株式会社にご提出いただきます。

(注9)

「20：運用指図に係る権限の全部または一部の委託先に係る適時開示等について確約した書面」とは、以下の事項について確約した書面となります。

- a 当該銘柄に係る投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託先（委託先を変更した場合、当該変更後の委託者を含む。以下「再委託先」という。）に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- b 再委託先に関する情報について東京証券取引所の定めるところにより開示を行うこと。
- c 東京証券取引所の定めるところにより再委託先に関する情報の開示を行うことについて当該再委託先が同意していること。

(注10)

「21：指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理体制等に関する報告書」に関しては、以下の項目についてご記載いただきます。

- (1) カウンター・パーティー等の信用状況に関する管理体制



- 1 カウンター・パーティー等の選定基準
  - 2 カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制
  - 3 カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制
- (2) カウンター・パーティー等に関する情報の配信に係る体制（情報の配信方法等）  
（※カウンター・パーティー等とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方、又は当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者（保証者がある場合に限る。）を指します。）

## 5.（参考）テクニカル上場

テクニカル上場とは上場内国ETFが併合（投資信託法第16条第2号の規定に基づき、二以上の上場内国ETFが併合を行う場合に限り。）を行い上場廃止となる場合で、併合後の内国ETFが新規に上場することをいいます。当該ETFに係る上場審査は通常の審査と同様の基準を用いて行われます。上場審査の内容や申請書類等の詳細は前項「3. 上場審査の内容」及び「4. 上場申請書類等」をご確認ください。

### ○留意事項

- ・テクニカル上場を伴う併合を決定した場合には、直ちに当該事実を適時開示する必要があるとともに、既存ETFの上場廃止手続き、新規ETFの上場審査手続き等が必要となりますので、テクニカル上場をご検討の際には、十分な余裕を持って事前にご連絡ください。
- ・テクニカル上場に係る上場審査については、通常の上場審査と同様に4週間程度の期間が必要となりますので、テクニカル上場に関する上場申請は、原則として、併合の効力発生日の4週間前までに行っていただく必要があります。

## II 適時開示

### 1. 適時開示項目

内国指標連動型ETF及び内国商品現物型ETFの適時開示項目は以下のとおりです。

フォーマットは下記の当取引所HPよりダウンロードしてください。

「ETF適時開示書類ダウンロード」

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html>

種類	内容	開示の根拠	備考
管理会社 決定事実	売出し	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 a ( a )	
	上場指標連動型ETFに係る受益権の併合又は分割	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 a ( a ) の 2	・ 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場ETFの受益権の併合又は分割は行わないものとします。(有第 1110 条の 2 第 1 項)
	投資信託に必要な資金の借入れ	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 a ( b )	・ 投資信託、外国投資信託又は信託に必要な資金の借入れのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れは開示の対象ではありません。
	投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類の変更又は投資信託契約若しくは信託契約の解約	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 a ( c )、有 施第 1109 条第 2 項 第 1 号	・ 投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。具体的には投資信託約款の変更理由が次の a から c までのいずれかに該当する場合があります。 a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更 b 本店所在地の変更 c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所

東証・内国指標連動型ETFの上場の手引き(第27版)

種類	内容	開示の根拠	備考
			が認める理由
	上場指標連動型ETFの名称の変更	有第1107条第2項 第1号a(c)の2	
	上場指標連動型ETFに係る特定の指標の新たな指標への変更	有第1107条第2項 第1号a(c)の3	
	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する指標連動型ETFの上場の廃止に係る申請	有第1107条第2項 第1号a(d)	
	管理会社の合併	有第1107条第2項 第1号a(e)	
	管理会社の破産手続開始の申立て	有第1107条第2項 第1号a(f)	
	管理会社の解散(合併による解散を除く。)	有第1107条第2項 第1号a(g)	
	管理会社の金融商品取引業、登録金融機関業務又はこれらに類する業の廃止	有第1107条第2項 第1号a(h)	
	法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなること	有第1107条第2項 第1号a(i)	
	管理会社の会社分割(事業の全部を承継させる場合に限る。)	有第1107条第2項 第1号a(j)	
	管理会社の事業の全部の譲渡	有第1107条第2項 第1号a(k)	
	管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等(注1)に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出	有第1107条第2項 第1号a(l)、有 施第1109条第2項 第2号	・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当該取引所が認めるものに該当するものを除きます。

種類	内容	開示の根拠	備考
			・詳細は(注2)をご参照ください。
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動	有第1107条第2項第1号a(m)	
	適格機関投資家以外の者を指定参加者としてすること又は適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外すること	有第1107条第2項第1号a(n)	
	指定参加者の数を2社未満とすること又は指定参加者の数を2社以上とすること	有第1107条第2項第1号a(o)	
	追加信託、一部解約若しくは交換又は上場指標連動型ETFの買取りを臨時に停止することとしたこと。	有第1107条第2項第1号a(p)	
	当該銘柄を指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。	有第1107条第2項第1号a(q)	・内国指標連動型ETFのみが開示の対象となります。
	当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこと。	有第1107条第2項第1号a(r)	・内国商品現物型ETFのみが開示の対象となります。
	信託の分割	有第1107条第2項第1号a(r)の2	・内国商品現物型ETFのみが開示の対象となります。
	上場指標連動型ETFに係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなること。	有第1107条第2項第1号a(r)の3	・管理会社が信託の委託者である内国商品現物型ETFのみが開示の対象となります。
	上場指標連動型ETFが信託法第2条第12項に規定する限定責任信託となること。	有第1107条第2項第1号a(r)の4	・内国商品現物型ETFのみが開示の対象となります。
	上場指標連動型ETF又は管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって	有第1107条第2項第1号a(t)	・詳細は(注3)をご参照ください。

種類	内容	開示の根拠	備考
	投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの		
管理会社 発生事実	法第 51 条又は法 51 条の 2 の規定による業務改善命令又はこれに類する処分	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( a )	
	上場廃止の原因となる事実 ( 第 1112 条第 1 項 第 1 号に掲げる事由に係るものに限る。 )	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( b )	
	法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等 ( 注 1 ) の認可、承認又は処分	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( c )	
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される 財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を 行う公認会計士等の異動 ( 業務執行を決定する 機関が、当該公認会計士等の異動を行うこと についての決定をした場合 ( 当該決定に係る事項 を行わないことを決定した場合を含む。 ) にお いて、その内容を開示した場合を除く。 )	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( d )	
	2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査 証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監 査報告書を添付した有価証券報告書又は半期 報告書を、内閣総理大臣等 ( 注 1 ) に対して、 法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定め る期間内に提出できる見込みのないこと及び 当該期間内に提出しなかったこと並びにこれ らの開示を行った後提出したこと。	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( e )	
	適格機関投資家以外の者が指定参加者となっ たこと又は当該適格機関投資家以外の者が指 定参加者でなくなったこと。	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( f )	
	指定参加者の数が 2 社未満となったこと。	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( g )	
	信託の委託者が上場会社又はその子会社でな くなること。	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( g ) の 2	・管理会社が信託受託者であ る内国商品現物型 E T F の みが開示の対象となりま

種類	内容	開示の根拠	備考
			す。
	信託の委託者が商品市場又は外国商品市場の 会員、取引参加者又はこれらに相当する者で なくなること。	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( g ) の 3	・ 管理会社が信託受託者であ る内国商品現物型 E T F の みが開示の対象となりま す。
	信託約款で定める信託財産に係る商品の条件 を満たさない商品が信託されたこと。	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( g ) の 4	・ 内国商品現物型 E T F のみ が開示の対象となります。 ・ 本来信託されるべき商品の 価値が、管理会社が当該事 実を確認した日において、 その前営業日の純資産総額 の 100 分の 3 に相当する額 未満である場合は開示の対 象ではありません(ただし、 純資産総額の 100 分の 3 に 相当する額未満の場合であ っても、東証への提出書類 は必要となります。詳細は 「3. 提出書類」の欄をご参 照ください。) ・ 状況を改善するための手続 き(商品の条件を満たす商 品への交換の方法及び日程 等)についても開示します。
	上場指標連動型 E T F 又は当該管理会社の運 営、業務若しくは財産に関する重要な事実であ って投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす もの	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 b ( h )	・ 詳細は(注 3)をご参照くだ さい。
信託受託 者決定事 実	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引 所等に対する指標連動型 E T F の上場の廃止 に係る申請	有第 1107 条第 2 項 第 1 号 c ( a )	
	上場指標連動型 E T F 又は信託受託者の運営、	有第 1107 条第 2 項	

種類	内容	開示の根拠	備考
	業務若しくは財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	第1号c(b)	
信託受託者発生事実	上場廃止の原因となる事実(第1112条第1項第2号に掲げる事由に係るものに限る。)	有第1107条第2項第1号d(a)	
	上場指標連動型ETF又は信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第1号d(b)	
決算	上場指標連動型ETFに係る特定期間又は中間特定期間に係るファンドの決算の内容が定まった場合	有第1107条第2項第1号e	
格付変更等	<p>上場指標連動有価証券等組入型ETFにあつては、次の(a)から(i)までに掲げる事実がカウンター・パーティーに発生した場合(当該カウンター・パーティーが保証者である場合は、当該保証者に(a)から(g)まで又は(i)に掲げる事実が発生したとき)であつて、当該事実がカウンター・パーティーに発生したことを把握したとき</p> <p>(a) 信用格付の変更又は組入有価証券に係る格付の変更(取得している場合に限る。)</p> <p>(b) 財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。</p> <p>(c) 事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会</p>	有第1107条第2項第1号eの2	※カウンター・パーティー、組入有価証券及び組入債権の詳細については「(5)信用リスクがあるETFに関する上場審査」をご覧ください。

種類	内容	開示の根拠	備考
	<p>社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間)の末日において債務超過の状態又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(d) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。</p> <p>(e) 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(f) 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止されたこと又は停止されることが確実となったこと。</p> <p>(g) 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至ったこと又はこれに準ずる状態になったこと。</p> <p>(h) 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益の喪失</p> <p>(i) カウンター・パーティーの財務状況に関する重要な事実</p>		
その他	上場内国指標連動型ETFに係る管理会社が、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引を	有第1107条第2項第1号h	



種類	内容	開示の根拠	備考
	行った場合（投資信託の受益者に対して同条に基づく書面の交付を要する場合に限る。）		
	上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合	有第 1107 条第 2 項第 1 号 i	・詳細は（注 4）をご参照ください。
	上場指標連動型ETFに係る特定の指標の算出主体によって、当該指標の算出が行われなくなることの決定が公表された場合	有第 1107 条第 2 項第 1 号 j	

**(注 1)**

「**内閣総理大臣等**」とは、「内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者(外国会社その他の外国の者にあつては、これらに相当する外国の行政庁を含む。)」をいいます。

**(注 2)**

「**管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出**」について

(1) 有価証券上場規程に基づく開示義務

上場ETFに係る管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出を行うことを決定した場合には、有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (1) に基づく開示が必要となります。

ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと東証が認める場合は、開示は不要です。軽微として認められるものとしては、以下の事項（外国ETFの場合には以下の事項に類するもの）が含まれます。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止及び変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

- ・ 資本金の変更（減資の場合を除く）
- ・ 業務方法書の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの  
例：投資信託委託会社の組織図、苦情の解決のための体制
- ・ 親法人等、子法人等の異動（親会社、投資判断上重要な子会社については開示が必要となります。）
- ・ 定款の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの
- ・ 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所の変更

(2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限以下の事項について記載するようお願い

いたします。

- a 認可若しくは承認の申請又は届出を行った日（決議した日を含む）
- b 認可若しくは承認の申請又は届出の内容（申請又は届出を行った理由を含む）
- c 今後の見通し（上場ETFに与える影響を含む）

(3) 開示上の注意事項

- a 本項目において開示することを義務付けられる事実が、他の開示事項にも重複して該当する場合には、当該他の開示事項に該当する事実として開示してください。ただし、その際にも、届出日は必ず記載してください。
- b 上記に掲げた軽微と認められる事項については例示であり、それ以外の事項であっても投資情報として重要性がないことが明白なものについて軽微基準の対象となり得ますので、開示の要否につきましては、東証担当者までお問い合わせください。

(注3)

**「上場指標連動型ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」について**

有第1107条第2項第1号a(t)及び同号b(h)に規定する「上場指標連動型ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当するものには、例えば、以下のものがあります。

(1) 収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込額の確定

添付の書式を参考に、収益分配金又は信託財産に係る給付金の予想数値を、権利付最終日の午前中までに開示してください。なお、決算日以外に収益分配又は給付を行う場合にも、収益分配又は給付の対象となる権利付最終日の午前中までに開示してください。

(2) 収益分配金又は信託財産に係る給付金の確定

収益分配金又は信託財産に係る給付金の確定数値を、計算期間の終了日（決算日）に開示してください。

(注4)

**「上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合」について**

有第1107条第2項第1号iに規定する「上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合」は、例えば、以下のケースのように、投資判断上留意すべき乖離又は乖離のおそれが生じた場合に、投資者が的確にリスクを把握し、適切な投資判断を行うことができるよう、乖離の状況、要因、投資判断上留意すべき点、今後の見通し等について、適時かつ適切に情報開示を行っていただくことを想定しています。

- ・ 上場指標連動型ETFの運用資産の価格が大きく変動する一方で、上場指標連動型ETFの市場価格がストップ安又はストップ高になる等、上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と市場価格との間に大きな乖離が生じた場合
- ・ 上場指標連動型ETFの運用資産の一時的な運用方針の変更等により、一口あたりの純資産額と特定の指標との間に大きな乖離のおそれが生じた場合

例示のケースに限らず、重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合には、上場指標連動型ETFの商品性等を踏まえて、投資者に対する注意喚起が必要かどうかといった観点から開示の要否をご検討ください。

## 2. 情報提供項目

上場指標連動型ETFは、以下の情報について投資者に提供することが求められます。管理会社のウェブサイトなど、投資者が閲覧・利用しやすい方法により情報提供を行ってください。

上場指標連動型ETF各銘柄の情報提供方法（提供媒体、掲載箇所等）については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所HPに掲載しています。

種類	内容	根拠	備考
情報提供	将来の追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオに関して日々確定した内容（新たに確定した内容がない日を除く。）	有第 1107 条の 3 第 1 項第 1 号	・投資信託法施行令第 12 条第 2 号に該当する内国指標連動型ETFのみが開示の対象となります。
	上場指標連動型ETFの日々の純資産総額（NAV）及び一口あたりの純資産額	有第 1107 条の 3 第 1 項第 2 号	
	上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況	有第 1107 条の 3 第 1 項第 3 号	・詳細は（注 1）をご覧ください。
	・エンハンス型指標、レバレッジ型・インバース型指標、商品先物取引等の価格を参照する指標及び為替ヘッジ指標の算出における特徴・留意点の説明	有第 1107 条の 3 第 1 項第 4 号	・連動対象指標がエンハンス型指標及びレバレッジ型・インバース型指標、商品先物取引等の価格を参照する指標及び為替ヘッジ指標に連動するETFである場合のみ必要となります。 ・詳細は後述の「 <u>エンハンス型指標等に連動するETFに関するディスクロージャーの充実等について</u> 」をご覧ください。

### （注 1）

「上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況」は、例えば、上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標の連動状況を示すグラフやヒストリカルデータのほか、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 3 条第 1 項第 1 号ロに規定する「基準価額の変動と連動対象指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）第 19 条第 2 項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標」の表示方法に準じて行うこと等が考えられ、上場指標連動型ETFの月次レポート等において定期的な情報提供を行うことも想定されます。

## ○エンハンス型指標等に連動するETFに関するディスクロージャーの充実等について

当取引所では、一定の投資成果を実現するための投資戦略を表現した指標（以下「エンハンス型指標」といいます。）、原指標の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を増幅又は反転させた指標（以下「レバレッジ型・インバース型指標」といいます。）、商品先物取引等の価格を参照する指標<sup>1</sup>及び為替ヘッジ指標について、従来型の指標と比較して推移や期待投資成果が異なることなどから、こうした指標に連動するETFを組成する管理会社に対し、以下の観点から投資者に対する充実した説明を求めることとします<sup>2</sup>。また、当該説明については、有価証券届出書等の法定開示書類や自社ホームページ等にて周知を行う等、投資者に対して広範な周知が図られることが望まれます。

1	<p>エンハンス型指標、レバレッジ型・インバース型指標における特徴・留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 原指標又は類似指標との相違</li> <li>- 当該指標の特性</li> <li>- 原指標又は類似指標との利益・損失の違い</li> <li>- 留意すべき投資スタイル 等</li> </ul>
2	<p>商品先物取引等の価格を参照する指標における特徴・留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 原資産等の価格を参照する指標との差異</li> <li>- ロールオーバーに伴う損益について</li> <li>- 留意すべき投資スタイル 等</li> </ul>
3	<p>為替ヘッジ指標における特徴・留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 価格形成及び為替ヘッジがない場合との差異</li> <li>- 為替ヘッジコストについて</li> <li>- 留意すべき投資スタイル 等</li> </ul>

※記載例については次項をご覧ください。

<sup>1</sup> 商品先物取引、ボラティリティに係る先物取引（日経平均VIやこれに類する先物取引）その他東証が必要と認める先物契約等を利用する指標をいいます。これら先物契約等に対する投資として運用するETFに係る指標を含みます。

<sup>2</sup> 有価証券上場規程第1107条の3第1項第4号

投資者に対する指標の説明に関する記載例  
(エンハンスド型指標)

説明の観点	130/30	リスクコントロール	カバードコール
原指標又は類似指標との相違	原指標に対して、30%分のロングポジションと30%分のショートポジションが加味されていること。	原指標に比べて、日々の変動率が小さくなること。	原指標がコールオプションの権利行使価格以上になると原指標との連動性が低くなり、ほぼ権利行使価格に留まること。
指標の特性	原指標の構成銘柄に対して、100%相当分の投資をするとともに、併せて一定の基準に従って選定した銘柄について30%相当分のショートポジションと30%相当分のロングポジションを構築することで、原指標に投資した場合と比べてより高い投資成果を目指す。 追加ポジションには独自の選定基準と入替タイミングがある。	原指標の変化率に一定のリスクコントロール係数を乗じる、又は資産配分を変えることにより、指標の変動率を原指標より低く抑える。	原指標にコールオプションの売りを組み合わせることで、コールオプションの権利行使価格までは概ねコールオプションのプレミアム相当分原指標よりも高い水準で推移する一方、原指標がコールオプションの権利行使価格以上になると、当該価格水準以上は上昇しない。 コールオプションは1ヶ月ごとに売りたてられるため、都度、指標の上限水準が変動する。
原指標又は類似指標との利益・損失の違い	原指標に比べ、相場上昇時には利益が大きく、相場下落時には損失が小さくなることを目指す。	原指標に比べ利益・損失の額が小さくなる。	原指標に比べ利益が限定されるが、損失は同水準。
留意すべき投資スタイル	(期待する投資戦略との不一致) 追加ポジションの銘柄選定基準や入替タイミングは指数算出者によって異なるため、投資に際しては当該指数算出者の投資戦略が自らの投資戦略と合致しているかどうかを把握する必要がある。	(短期的な投資) 相場下落時の損失を低減させる反面、株価上昇による収益機会も限定される(原指標に比べ収益及び損失の両方が限定的となる)。したがって、短期的に収益を求める投資は期待収益を得にくいため留意が必要。	(短期的に上昇相場を予想する投資) コールオプションの権利行使価格以上に相場が上昇する場合は、次のコールオプションを売り建てるまでの間、収益が限定的になる。したがって、短期的に上昇相場を予想する場合の投資は留意が必要。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

投資者に対する指標の説明に関する記載例  
 (レバレッジ型・インバース型指標)

説明の観点	レバレッジ型指標	インバース型指標
原指標又は類似指標との相違	日々の変動率が原指標のN倍となること。	日々の変動率が原指標のマイナスN倍となること。
指標の特性	原指標の変化率に一定の倍率を乗じ、指標の変動率を原指標に比べ増幅させる。 原指標の日々の変動率をN倍しているため、前日及び当日の間では原指標のN倍の変動率が得られるが、2日以上の間では一般的にN倍とならない。 一定レンジ内で原指標が上下して推移した場合、指標が逡減するが、同じ方向に推移する状況が続くと指標の逡減傾向は解消される特性を有している。	原指標の変化率に一定のマイナス倍率を乗じ、指標の変動率を原指標と逆向きとする。 原指標の日々の変動率をマイナスN倍しているため、前日及び当日の間では原指標のマイナスN倍の変動率が得られるが、2日以上の間では一般的にマイナスN倍とならない。 一定レンジ内で原指標が上下して推移した場合、指標が逡減するが、同じ方向に推移する状況が続くと指標の逡減傾向は解消される特性を有している。
原指標又は類似指標との利益・損失の違い	原指標に比べ利益・損失の額が大きくなる。	原指標と反対の利益・損失の額となる。
留意すべき投資スタイル	(中長期的な投資) 下落相場においては、損失が原指標に連動する場合に比べ拡大していく。また、複利効果により、2日以上の間の変動率を比較した場合には完全に原指標と正相関の関係にならない。したがって、下落相場を見込む場合や中長期的に原指標のN倍の利益を見込む場合は留意が必要。	(中長期的な投資) 上昇相場においては、損失が出る。また、複利効果により、2日以上の間の変動率を比較した場合には完全に原指標と逆相関の関係にならない。したがって、上昇相場を見込む場合や中長期的に原指標のマイナスN倍の利益を見込む場合は留意が必要。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

投資者に対する指標の説明に関する記載例  
(商品先物取引等の価格を参照する指標)

説明の観点	商品先物取引等の価格を参照する指標
原資産等の価格を参照する指標との差異	商品価格ではなく、商品先物取引の価格を参照していること。先物取引の価格に保管コスト等が反映されていること。
ロールオーバーに伴う損益について	先物取引において、通常、限月間に保管コスト等を反映した価格差があり、期近の先物価格よりも期先の先物価格が高くなっていく順軌の状態(以下「コンタンゴ」)においては、次限月以降の限月への乗換え(以下「ロールオーバー」)に伴って損失が発生する場合があること。
留意すべき投資スタイル	(中長期的な投資) コンタンゴの状態が多くなる場合等、ロールオーバーに伴う損失が累積すること等によって対象指標が減価するおそれがあるため中長期的な投資を行う場合には留意が必要。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点を満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

(為替ヘッジ指標)

説明の観点	為替ヘッジ指標
価格形成及び為替ヘッジがない場合との差異	為替ヘッジがない指標の円建ての投資成果について、為替変動の影響を低減するために為替ヘッジを行った場合の投資成果であること。 為替ヘッジコストが反映されること。
為替ヘッジコストについて	対象通貨との金利差分等の為替ヘッジコストが発生すること。
留意すべき投資スタイル	(円建て投資成果で為替変動を含めた成果を期待する場合) 為替変動損益は為替ヘッジによって基本的には相殺されるため、円建ての投資成果は為替変動の影響を低減した値動きとなること。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点を満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。



## 3. 提出書類

内国指標連動型ETF及び内国商品現物型ETFの管理会社が提出する書類は以下のとおりです。ただし、有第1107条の規定に基づき行う情報の開示(適時開示)により、東証に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、東証が適当と認めるときは、当該書類を提出していただく必要ありません。

項目	提出書類	部数	提出時期	提出の根拠	備考
売出しを行う場合	目論見書	1部	作成後直ちに	有第1108条第1項(有施第1110条第2項第1号a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面提出</li> <li>・当該書類は公衆縦覧に供されます。</li> <li>・EDINETにより有価証券届出書を内閣総理大臣等に提出した場合には、提出する必要はありません。</li> </ul>
	有価証券通知書(変更通知書を含む。)	1部	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	有第1108条第1項(有施第1110条第2項第1号b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Target(PDF提出)</li> </ul>
投資信託約款又は信託約款の変更若しくは投資信託契約又は信託契約の解約がある場合	変更後の投資信託約款又は信託約款若しくはこれに類する書類	1部	変更確定後直ちに	有第1108条第1項(有施第1110条第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TDnet(TDnetオンライン登録サイトより、「縦覧書類を提出する」の「約款(全文)」からPDFファイルをご登録ください)</li> <li>・当該書類は公衆縦覧に供されます。</li> </ul>
代表者の異動その他の上場指標連動型ETFに関する権利等に係る重要な事項が発生した場合	決定に係る通知書	1部	決定を行った後直ちに	有第1108条第1項(有施第1110条第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Target(PDF提出)</li> </ul>
信託約款で定める信託財	信託約款で定める	1部	確認後直ちに	有第1108条第	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Target(PDF提出)</li> </ul>

項目	提出書類	部数	提出時期	提出の根拠	備考
産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合	商品の条件を満たさない商品の信託の確認に関する報告書		に	1項(有施第1110条第4項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内国商品現物型ETFに限ります。</li> <li>・状況を改善するための手続き(商品の条件を満たす商品への交換の方法及び日程等)について記載していただきます。</li> </ul>
収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額が確定した場合	上場指標連動型ETFに係る収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面	1部	計算期間末日の2日前(休業日を除外します。)の日	有第1108条第1項(有施第1110条第5項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Target(PDF提出)</li> <li>・計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の3日前(休業日を除外します。)の日</li> </ul>
12月末日以前1年間における毎月末日の上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標の終値を把握した場合	12月末日以前1年間における毎月末日の上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面	1部	把握後直ちに	有第1108条第1項(有施第1110条第5項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Target(Excel提出)</li> </ul>
運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を行う場合	再委託先に係る適時開示等について確約した書面	1部	決定を行った後直ちに	有第1108条第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Target(PDF提出)</li> <li>・当該書類の記載内容については(注1)をご覧ください。</li> </ul>
上場指標連動型ETFの名称を変更するとき	有価証券変更上場申請書	1部	提出要件に該当した後速やかに	有第1105条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Target(PDF提出)</li> <li>・当該申請書は、その変更前先立ち、ご提出ください。</li> <li>・上場指標連動型ETFの名称変更は、効力発生日の3週間程度前を目安にご提出</li> </ul>

項目	提出書類	部数	提出時期	提出の根拠	備考
					<p>ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が開示又は提出書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって変更申請したものとみなします。</li> </ul>
上場指標連動型ETFに関する情報提供の方法を新たに決定又は変更する場合	上場指標連動型ETFに係る情報提供方法を記載した書面	1部	決定又は変更前あらかじめ	有第1107条の3第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Target (Excel 提出)</li> <li>・ETFの推定純資産価額及びポートフォリオ情報ファイルの提供状況についても記載していただきます。</li> </ul>
毎月末日の上場指標連動型ETFの受益権口数及び純資産総額を把握した場合	毎月末日の上場指標連動型ETFの受益権口数及び純資産総額を記載した書面	1部	翌月第5営業日までに	有第1108条第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Target (Excel 提出)</li> <li>・TDnetにて受益権口数及び純資産総額の開示を行う場合は提出不要です。</li> </ul>
特定非課税管理勘定(所謂、NISAの成長投資枠)の対象銘柄であることを当取引所へ申告する場合	特定非課税管理勘定対象銘柄に関する申告書【参考様式】	1部	管理会社が指定する取扱開始日の14営業日前までに	有第1108条第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該書面及び申告書添付書類を、当取引所上場推進部担当者宛にメールでご提出ください。</li> <li>・申告いただいた銘柄については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所HPに掲載します。</li> </ul>
特定非課税管理勘定(所謂、NISAの成長投資枠)の対象銘柄該当しない	特定非課税管理勘定対象銘柄に関する変更申告書【参	1部	管理会社が指定する変更日の14営業	有第1108条第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当取引所上場推進部担当者宛にメールでご提出ください。</li> </ul>

項目	提出書類	部数	提出時期	提出の根拠	備考
こととなることを当取引所へ申告する場合	【考様式】		業日前までに		

(注1)

「再委託先に係る適時開示等について確約した書面」とは、以下の事項について確約した書面となります。

- (1) 再委託先に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- (2) 再委託先に関する情報について東京証券取引所の定めるところにより開示を行うこと。
- (3) 東京証券取引所の定めるところにより再委託先に関する情報の開示を行うことについて当該再委託先が同意していること。

### Ⅲ 上場廃止

内国指標連動型ETF及び内国商品現物型ETFの上場廃止基準は、以下のとおりです。

廃止基準項目	根拠規定	備考
<p>上場指標連動型ETFに係る管理会社が次のaからdまでのいずれかに該当する場合。ただし、当該上場指標連動型ETFに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「ETF上場契約書」及び第1104条第1項第3号に規定する事項について確約した書面を提出する場合は、この限りでない。</p> <p>a 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業又は登録金融機関業務の登録が失効した場合</p> <p>b 法第52条第1項、第52条の2第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録又は登録金融機関業務を取り消された場合</p> <p>c 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合</p> <p>cの2 商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用を行う上場内国指標連動型ETFについて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合</p> <p>cの3 登録金融機関業務に係る業務の内容又は方法の変更により、投資運用業を行うものでなくなった場合</p> <p>d 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合(管理会社が登録金融機関である場合を除く。)</p>	<p>有第1112条第1項第1号</p>	
<p>上場指標連動型ETFに係る信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合。ただし、上場指標連動型ETFに係る信託受託者が行っていた業務が他の信託受託者に引き継がれ、かつ、当該他の信託受託者がETF上場契約書を提出する場合は、この限りでない。</p>	<p>有第1112条第1項第2号</p>	
<p>上場内国商品現物型ETFに係る信託の委託者が、上場会社又はその子会社でなくなった場合(管理会社が信託受託者である場合に限る。)。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>a 当該上場内国商品現物型ETFに係る信託の委託者が、上場会社又はその子会社でなくなった後においても商品の拋出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った</p>	<p>有第1112条第1項第2号の2 有施第1113条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内国指標連動型ETF及び内国商品現物型ETF(管理会社が信託受託者である場合を除く。)には適用されません。</li> <li>・「施行規則で定める場合」とは、信託の委託者が、</li> </ul>

廃止基準項目	根拠規定	備考
<p>場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約する場合（施行規則で定める場合を除く。）</p> <p>b 当該上場内国商品現物型ETFに係る信託の委託者としての地位が他の上場会社又はその子会社に引き継がれ、かつ、当該他の上場会社又はその子会社が、商品の抛出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することを書面により確約する場合</p>		<p>不適当な合併等、支配株主との取引の健全性の毀損、虚偽記載又は不適正意見等、上場契約違反等、反社会的勢力の関与又公益又は投資者保護に該当して上場廃止となる場合をいいます。</p>
<p>上場内国商品現物型ETFに係る信託の委託者が、商品市場又は外国商品市場の会員、取引参加者又はこれらに相当する者でなくなった場合（管理会社が信託受託者である場合に限る。）。ただし、当該上場内国商品現物型ETFに係る信託の委託者としての地位が他の会員、取引参加者又はこれらに相当する者に引き継がれた場合は、この限りでない。</p>	<p>有第 1112 条第 1 項第 2 号の 3</p>	<p>・内国指標連動型ETF及び内国商品現物型ETF（管理会社が信託受託者である場合を除く。）には適用されません。</p>
<p>上場指標連動型ETFが、次の（a）又は（b）に該当する場合（（a）に規定する受益証券から（b）に規定する受益証券に変更される場合又は（b）に規定する受益証券から（a）に規定する受益証券に変更される場合（※）において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、施行規則で定める事項を勘案し、当取引所が認めるときを除く。）</p> <p>（a）公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第 12 条各号に掲げる投資信託を除く。）の受益証券でなくなる場合</p> <p>（b）投資信託法施行令第 12 条第 1 号又は第 2 号に掲げる投資信託の受益証券でなくなる場合</p>	<p>有第 1112 条第 1 項第 3 号 a 有施第 1113 条第 5 項各号</p>	<p>・「施行規則で定める事項」とは、投資信託財産の種類の変更に伴うカウンター・パーティーの信用状況の変更内容、信託報酬の変更内容、設定方法及び交換方法の変更内容、その他これらに準ずるものとして当取引所が適当と認める事項をいいます。</p> <p>※これらの変更の実施をご検討の際は、当取引所にご連絡ください。</p> <p>・内国商品現物型ETFには適用されません。</p>
<p>次の（a）から（i）までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合</p> <p>（a）投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特</p>	<p>有第 1112 条第 1 項第 3 号 b</p>	<p>・（c）は、金銭信託型ETFには適用されません。</p> <p>・（h）は、現物交換型ET</p>

廃止基準項目	根拠規定	備考
<p>定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定め がなくなる場合</p> <p>(b) 投資信託契約の期間の定めが設けられる場合</p> <p>(c) 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部 解約を請求することができることとなる場合</p> <p>(d) 計算期間が1か月未満となる場合</p> <p>(e) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる 旨の定めがなくなる場合</p> <p>(f) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがな くなる場合</p> <p>(g) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃 止された後は直ちに投資信託を終了するための手続を 開始する旨の定めがなくなる場合</p> <p>(h) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の 一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対 し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産の うち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産 等に対する持分に相当するものについて換価を行うよ う指図する旨の定めがなくなる場合</p> <p>(i) 特定の指標又は基準価額の変動を条件に投資信託契約 を解約する旨の定め(特定の指標又は基準価額が正で なくなった場合に投資信託契約を解約する旨の定めそ の他の当取引所が適当と認める定めを除く。)が設けら れる場合</p>		<p>Fには適用されません。</p> <p>・内国商品現物型ETFに は適用されません。</p>
<p>次の(a)から(e)までのいずれかに該当する信託約款 の変更が行われる場合</p> <p>(a) 特定の商品の価格に連動する仕組みに関する定め がなくなる場合</p> <p>(b) 信託契約の期間の定めが設けられる場合</p> <p>(c) 信託契約期間中において、受益者が信託契約の一部解約 を請求することができることとなる場合(重要な信託 の変更等がされる場合であって、当該重要な信託の変 更等に反対した受益者の請求に基づき指標連動型ETF の買取りが行われ、かつ、当該指標連動型ETFにつ いて信託契約を一部解約する請求が行われる場合を 除く。)</p>	<p>有第1112条第1 項第3号bの2</p>	<p>・内国指標連動型ETFに は適用されません。</p>

廃止基準項目	根拠規定	備考
<p>(c) の 2 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨の定めがなくなる場合</p> <p>(c) の 3 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがなくなる場合</p> <p>(c) の 4 すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始する旨の定めがなくなる場合</p> <p>(c) の 5 信託財産に係る商品の条件に関する定めがなくなる場合</p> <p>(c) の 6 信託の委託者が拠出する商品について信託約款で定める商品の条件を満たすことを保証する旨の定めがなくなる場合</p> <p>(d) 計算期間が 1 か月に満たないこととなる場合又は 1 年を超えることとなる場合</p> <p>(e) 特定の指標又は基準価額の変動を条件に信託契約を解約する旨の定め(特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合に信託契約を解約する旨の定めその他の当取引所が適当と認める定めを除く。)が設けられる場合</p>		
<p>上場指標連動型ETFに係る信託契約が、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものでなくなる場合(管理会社が信託受託者である場合を除く。)</p>	<p>有第 1112 条第 1 項第 3 号 b の 3</p>	<p>・内国指標連動型ETF及び内国商品現物型ETF(管理会社が信託受託者である場合に限る。)には適用されません。</p>
<p>上場指標連動型ETFが信託法第 2 条第 12 項に規定する限定責任信託となる場合</p>	<p>有第 1112 条第 1 項第 3 号 b の 4</p>	<p>・内国指標連動型ETFには適用されません。</p>
<p>信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合であって、直ちにその状況の改善に係る手続きが着手されないとき又は遅滞なくその状況が改善されないとき。</p>	<p>有第 1112 条第 1 項第 3 号 b の 5</p>	<p>・内国指標連動型ETFには適用されません。</p>
<p>当該上場指標連動型ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあっては、次の(a)又は(b)に該</p>	<p>有第 1112 条第 1 項第 3 号 b の 6</p>	<p>・内国商品現物型ETFには適用されません。</p>



廃止基準項目	根拠規定	備考
<p>当する場合</p> <p>(a) 当該上場指標連動型ETFに係るカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合において、当取引所が当該状態になったと認める日から1年を経過する日までの期間(以下この(a)において「猶予期間」という。)に、当該投資信託財産等が当該カウンター・パーティーが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンター・パーティーが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし、当取引所が猶予期間の経過を待つことが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定めるところによる。</p> <p>(b) カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合であって、かつ、当該他の管理会社においてカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が整備されるときは、この限りでない。</p>		
<p>次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a) 適格機関投資家以外の者を指定参加者とするについての決定をした場合</p> <p>(b) 適格機関投資家であった指定参加者が適格機関投資家でなくなった後、継続して1か月以上経過した場合</p>	<p>有第1112条第1項第3号c</p>	
<p>継続して6か月以上、指定参加者が2社未満となっているとき</p>	<p>有第1112条第1項第3号d</p>	
<p>上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数が0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき</p>	<p>有第1112条第1項第3号e</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相関係数は、最近60か月の上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の騰落率から算出します。</li> <li>・上場指標連動型ETFに</li> </ul>

廃止基準項目	根拠規定	備考
		<p>係る特定の指標が新たな指標へ変更された月及び天災地変等、上場指標連動型ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由により資産の運用が困難となったと当取引所が認めた月は、相関係数の算出対象から除外します。</p>
<p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p>	<p>有第1112条第1項第3号f</p>	
<p>次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a)上場指標連動型ETFに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</p> <p>(b)上場指標連動型ETFに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</p>	<p>有第1112条第1項第3号g</p>	
<p>上場指標連動型ETFに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p>	<p>有第1112条第1項第3号h</p>	
<p>上場指標連動型ETFに係る投資信託契約又は信託契約が終了となる場合</p>	<p>有第1112条第1項第3号i</p>	

廃止基準項目	根拠規定	備考
上場指標連動型ETFに係る信託が分割されることとなる場合	有第1112条第1項第3号iの2	・内国指標連動型ETFには適用されません。
上場指標連動型ETFに係る特定の指標がなくなった場合	有第1112条第1項第3号iの3	
上場指標連動型ETFに係る特定の指標が新たな指標へ変更される場合その他これに類する場合であって、変更後の指標が第1104条第1項2号d(同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号又は同条第6項の規定による場合を含む。)に適合しないと当取引所が認めるとき又は当該指標の変更が上場指標連動型ETFの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるとき	有第1112条第1項第3号iの4	・詳細は(注1)をご覧ください。
上場指標連動型ETFが指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合	有第1112条第1項第3号j	
その他公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合	有第1112条第1項第3号k	

## (注1)

上場指標連動型ETFの指標変更の典型事例としては、既存の連動対象指標が何らかの理由によって算出終了となり類似指標へ変更する場合やファンド費用の低減を目的として類似指標へ変更する場合などを想定しています。

変更後の指標が適格性要件を満たす場合であっても、当該指標の変更について「上場指標連動型ETFの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるとき」には、上場指標連動型ETFは上場廃止となります。例えば、変更後の指標に係る上場指標連動型ETFが当取引所において現に新規上場を認めていない性質のものである場合、主たる投資対象資産のアセットクラスが変更となる場合、主たる投資対象地域の変更により商品コンセプトが著しく変化する場合、レバレッジ型・インバース型指標以外の指標をレバレッジ型・インバース型指標に変更する場合などは上場廃止の対象です。また、上場廃止に至らないケースについても、例えば、同一の投資対象資産・地域内での投資ファクターの変更等、投資者に混乱をきたす可能性のある指標変更については、事前相談の段階で、その意義や必要性について詳細を確認します。

加えて、既存の連動対象指標について、その算出方法及び構成銘柄の変更基準・方法に変更が生じる場合で、指標の適格性が失われる可能性が高い場合や上述したような商品性に著しい影響が及ぶ可能性が高いケースは、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして適時開示の対象として取扱うとともに上場廃止審査の対象となります。

基本的な考え方は以上のとおりですが、上場廃止に係る判断は個別具体的に なされます。事前の審査手続きが必要となりますので、指標変更の決定に係る適時開示の少なくとも2カ月程度前には事前にご相談ください。

## IV 上場に関する料金

### 1. 上場審査料

- ・ 次の（a）及び（b）に定める額を合計した額
  - （a）次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額
    - イ 新規上場申請に係るETFに係る管理会社が上場ETF（上場が承認されたETFを含む。）に係る管理会社又は上場審査中のETFに係る管理会社である場合 0円
    - ロ 前イに掲げる場合以外の場合 150万円
  - （b）新規上場申請に係るETFの銘柄数に50万円を乗じた額
- ・ 支払期限：上場申請日が属する月の翌月末日

### 2. 新規上場料

- ・ 金額：純資産総額の1万分の0.75（0.75ベースポイント）
- ・ 計算対象：各ETFの上場日現在における純資産総額を基準とします。
- ・ 支払期限：上場日の属する月の翌月末日

### 3. 追加信託時の追加上場料

- ・ 金額：追加信託総額の1万分の0.75（0.75ベースポイント）
- ・ 計算対象：毎年12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額を追加信託総額とみなします。
- ・ 支払期限：当該基準とした日の属する月の翌々月末日

### 4. 年間上場料

- ・ 金額：ETFごとに、純資産総額の1万分の0.75（0.75ベースポイント）（ただし、純資産総額が1兆円を超える場合は、純資産総額から1兆円を減じて得た額の万分の0.5（0.5ベースポイント）に相当する額に7,500万円を加算した金額とします。）にTDnet利用料として12万円を加算した金額
- ・ 計算対象：前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における純資産総額を基準とするものとします。
- ・ 支払期限：上記の計算によって計算された金額について、半額ずつを以下の期日までに支払うものとします。

4月から9月までの期間に対応する年間上場料	9月末日
10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料	同年3月末日

- ※1 新規上場申請に係るETFに係る管理会社が上場ETF（上場が承認されたETFを含む。）に係る管理会社又は上場審査中のETFに係る管理会社が属する企業グループと同一の企業グループに属する場合であって、当該企業グループに属する特定の会社が当該新規上場申請に係るETF及び当該上場ETF（上場が承認されたETFを含む。）若しくは上場審査中のETFの上場方針を決定していると当取引所が認めるときは、当該新規上場申請に係るETFに係る管理会社を上場ETFに係る管理会社とみなします。
- ※2 テクニカル上場の場合、新規に上場した内国ETFの純資産総額から上場廃止となった内国ETFの上場廃止前の純資産総額（上場廃止となった内国ETFが複数ある場合には、上場廃止前の売買最終日における純資産総額が最も大きい内国ETFの上場廃止前の純資産総額を指す。）を控除した額の1万分の0.75（0.75ベースポイント）を新規上場料として請求します。（ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、1,000万円を超える場合には1,000万円とします。）
- ※3 T D n e t 利用料は管理会社ごとに計算するものとします。
- ※4 100円未満の金額（消費税額及び地方消費税額を除きます。）は切り捨てます。
- ※5 消費税額及び地方消費税額を加算して支払うものとします。
- ※6 料金の支払いは、本邦通貨によるものとします。
- ※7 管理会社が、料金を支払期日までに支払わない場合には、管理会社に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとします。
- ※8 上場した年の年間上場料の扱いは、下表をご参照ください。なお、支払対象期間は上場日の翌月からスタートします。

## ◆上場した年における年間上場料について (計算対象となる純資産総額と支払対象期間)

上場月	2月支払	8月支払	翌年2月の支払	翌年8月の支払
1月	上場日現在の純資産総額で2、3月の2か月分	上場日現在の純資産総額で4～9月の6か月分	請求月の前年12月末の純資産総額で6か月分	同左
2月	2月は請求なし	上場日現在の純資産総額で3～9月の7か月分		同左
3月	—	上場日現在の純資産総額で4～9月の6か月分		同左
4月	—	上場日現在の純資産総額で5～9月の5か月分		同左
5月	—	上場日現在の純資産総額で6～9月の4か月分		同左
6月	—	上場日現在の純資産総額で7～9月の3か月分		同左
7月	—	上場日現在の純資産総額で8～9月の2か月分		同左
8月	—	8月は請求なし	上場日現在の純資産総額で9月の1か月分+請求月の前年12月末の純資産総額で10～翌3月の6か月分(※計7か月分)	請求月の前年12月末の純資産総額で6か月分
9月	—	—	請求月の前年12月末の純資産総額で10～翌3月の6か月分	
10月	—	—	請求月の前年12月末の純資産総額で11～翌3月の5か月分	
11月	—	—	請求月の前年12月末の純資産総額で12～翌3月の4か月分	
12月	—	—	請求月の前年12月末の純資産総額で翌1～3月の3か月分	

## 連絡先

- 上場制度全般に関するお問合せ  
株式会社東京証券取引所 上場推進部 03-3666-0141 (代)
- 適時開示に関するお問合せ  
株式会社東京証券取引所 上場部上場会社担当 03-3666-0141 (代)
- 上場審査に関するお問合せ  
日本取引所自主規制法人 上場審査部 03-3666-0141 (代)

## 発行日

初版発行	2007年11月1日
第27版発行	2024年4月1日

## ご注意

本書の記載内容は、著作物として著作権法によって保護されています。本書の全部又は一部について、無断で、転用、複製、引用、改変又は販売等を行うことは禁じられており、株式会社東京証券取引所の著作権の侵害となります。また、予告無しに内容を変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

Copyright ©2024, Tokyo Stock Exchange, Inc. ALL RIGHTS RESERVED.